令和 6 年度

当初予算案等説明資料(その2)

こども未来局	
1. 組織編成案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する等の	
議案第 63 号	
一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の	
議案第 58 号	
基準等を定める条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の	
議案第 57 号	
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案・・・・	1
福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び	
議案第 56 号	
3. 条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

3. 条例案

議案第56号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める 条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、医療型児童発達支援に係る基準を児童発達支援に係る基準に一元化する等の必要があるによる。

2 主な改正内容

(1) 児童発達支援の一元化及び児童発達支援における人員・設備基準の3類型の区分の一元化(第2章及び第3章)

「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援(児童発達支援センターに係るものに限る。)における人員・設備基準等の3類型(障がい児、難聴児、重症心身障がい児)の区分についても、主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

(2) 児童発達支援プログラムの策定等について (第27条の2関係)

事業所ごとに、支援内容を示すプログラムを策定・公表することを義務付ける。なお、附則において、経過措置として一定期間プログラムの策定・公表を努力義務とする規定を設ける。

3 施行期日

令和6年4月1日

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次	目次
第1章 総則(第1条一第4条)	第1章 総則(第1条―第4条)
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節 基本方針(第5条)	第1節 基本方針(第5条)
第2節 人員に関する基準(第6条	第2節 人員に関する基準(第6条
一第9条)	一第9条)
第3節 設備に関する基準(第10	第3節 設備に関する基準(第10
条・第11条)	条・第11条)
第4節 運営に関する基準(第12条	第4節 運営に関する基準(第12条
—第56条)	—第56条)
第5節 共生型障がい児通所支援に	第5節 共生型障がい児通所支援に
関する基準(第56条の2一第	関する基準(第56条の2一第
56条の5)	56条の 5)
第6節 基準該当通所支援に関する	第6節 基準該当通所支援に関する
基準(第56条の6一第56条の	基準(第56条の6一第56条の
12)	12)
第3章 医療型児童発達支援	第3章 削除
第1節 基本方針(第57条)	
第2節 人員に関する基準(第58	
<u>条・第59条)</u>	
第3節 設備に関する基準(第60条)	
第4節 運営に関する基準(第61条	
<u>一第66条)</u>	
第4章 放課後等デイサービス (************************************	第4章 放課後等デイサービス
第1節 基本方針(第67条)	第1節 基本方針(第67条)
第2節 人員に関する基準(第68	第2節 人員に関する基準(第68
条•第69条)	条・第69条)
第3節 設備に関する基準(第70条)	第3節 設備に関する基準(第70条)
第4節 運営に関する基準(第71条	第4節 運営に関する基準(第71条

--第73条)

- 第5節 共生型障がい児通所支援に 関する基準(第73条の2)
- 第6節 基準該当通所支援に関する 基準(第73条の3一第73条の 6)
- 第5章 居宅訪問型児童発達支援
 - 第1節 基本方針(第73条の7)
 - 第2節 人員に関する基準(第73条 の8・第73条の9)
 - 第3節 設備に関する基準(第73条 の10)
 - 第4節 運営に関する基準(第73条 の11―第73条の14)
- 第6章 保育所等訪問支援
 - 第1節 基本方針(第74条)
 - 第2節 人員に関する基準(第75 条・第76条)
 - 第3節 設備に関する基準(第77条)
 - 第4節 運営に関する基準(第78条)
- 第7章 多機能型事業所に関する特例 (第79条―第81条)

第8章 雑則(第82条)

附則

第1章 総則

第1条 (略)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 法<u>第6条</u> の2の2第9項に規定する通所給 付決定保護者をいう。

改正後

一第73条)

- 第5節 共生型障がい児通所支援に 関する基準(第73条の2)
- 第6節 基準該当通所支援に関する 基準(第73条の3一第73条の 6)
- 第5章 居宅訪問型児童発達支援
 - 第1節 基本方針(第73条の7)
 - 第2節 人員に関する基準(第73条 の8・第73条の9)
 - 第3節 設備に関する基準(第73条 の10)
 - 第4節 運営に関する基準(第73条 の11―第73条の14)
- 第6章 保育所等訪問支援
 - 第1節 基本方針(第74条)
 - 第2節 人員に関する基準(第75 条・第76条)
 - 第3節 設備に関する基準(第77条)
 - 第4節 運営に関する基準(第78条)
- 第7章 多機能型事業所に関する特例 (第79条―第81条)

第8章 雑則(第82条)

附則

第1章 総則

第1条 (略)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 法<u>第6条</u> <u>の2の2第8項</u>に規定する通所給 付決定保護者をいう。

- (2) <u>指定障がい児通所支援事業者等</u> 法第21条の5の3第1項に規定 する<u>指定障害児通所支援事業者等</u> をいう。
- $(3) \sim (9)$ (略)
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の 7第11項(法第21条の5の13第2項 の規定により、同条第1項に規定 する放課後等デイサービス障害児 通所給付費等の支給について適用 する場合を含む。)の規定により通 所給付決定保護者に代わり市町村 (特別区を含む。以下同じ。)が支 払う指定通所支援に要した費用の 額又は法第21条の5の29第3項の 規定により通所給付決定保護者に 代わり市町村が支払う肢体不自由 児通所医療に要した費用の額の一 部を指定障がい児通所支援事業者 等が受けることをいう。
- (11) · (12) (略)
- (13) 多機能型事業所 第5条に規定 する指定児童発達支援の事業、第5 7条に規定する指定医療型児童発達 支援の事業、第67条に規定する指 定放課後等デイサービスの事業、 第73条の7に規定する指定居宅訪 問型児童発達支援の事業及び第74 条に規定する指定保育所等訪問支 援の事業並びに福岡市指定障がい 福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年福岡市条例第57号。以下 「指定障がい福祉サービス等基準 条例」という。)第80条に規定する

改正後

- (2) <u>指定障がい児通所支援事業者</u> 法第21条の5の3第1項に規定 する<u>指定障害児通所支援事業者</u> をいう。
- $(3) \sim (9)$ (略)
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の 7第11項(法第21条の5の13第2項 の規定により、同条第1項に規定 する放課後等デイサービス障害児 通所給付費等の支給について適用 する場合を含む。)の規定により通 所給付決定保護者に代わり市町村 (特別区を含む。以下同じ。)が支 払う指定通所支援に要した費用の 額又は法第21条の5の29第3項の 規定により通所給付決定保護者に 代わり市町村が支払う肢体不自 児通所医療に要した費用の額の一 部を指定障がい児通所支援事業者 が受けることをいう。
- (11) · (12) (略)
- (13) 多機能型事業所 第5条に規定 する指定児童発達支援の事業

_____、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第73条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第80条に規定する

改正後

指定生活介護(以下「指定生活介 護」という。)の事業、指定障がい 福祉サービス等基準条例第143条に 規定する指定自立訓練(機能訓練) の事業、指定障がい福祉サービス 等基準条例第153条に規定する指定 自立訓練(生活訓練)の事業、指定 障がい福祉サービス等基準条例第 163条に規定する指定就労移行支援 の事業、指定障がい福祉サービス 等基準条例第174条に規定する指定 就労継続支援A型の事業及び指定障 がい福祉サービス等基準条例第187 条に規定する指定就労継続支援B型 の事業のうち2以上の事業を一体 的に行う事業所(指定障がい福祉サ ービス等基準条例に規定する事業 のみを行う事業所を除く。)のこと をいう。

(<u>指定障がい児通所支援事業者等</u>の一般原則)

- 第3条 指定障がい児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 <u>指定障がい児通所支援事業者等</u>は、 当該指定障がい児通所支援事業者等を

指定生活介護(以下「指定生活介 護」という。)の事業、指定障がい 福祉サービス等基準条例第143条に 規定する指定自立訓練(機能訓練) の事業、指定障がい福祉サービス 等基準条例第153条に規定する指定 自立訓練(生活訓練)の事業、指定 障がい福祉サービス等基準条例第 163条に規定する指定就労移行支援 の事業、指定障がい福祉サービス 等基準条例第174条に規定する指定 就労継続支援A型の事業及び指定障 がい福祉サービス等基準条例第187 条に規定する指定就労継続支援B型 の事業のうち2以上の事業を一体 的に行う事業所(指定障がい福祉サ ービス等基準条例に規定する事業 のみを行う事業所を除く。)のこと をいう。

(<u>指定障がい児通所支援事業者</u>の一般原則)

- 第3条 指定障がい児通所支援事業者 は、通所給付決定保護者及び障がい児 の意向、障がい児の適性、障がいの特 性その他の事情を踏まえた計画(第28 条第1項において「通所支援計画」と いう。)を作成し、これに基づき障が い児に対して指定通所支援を提供する とともに、その効果について継続的な 評価を実施することその他の措置を講 じることにより障がい児に対して適切 かつ効果的に指定通所支援を提供しな ければならない。
- 2 <u>指定障がい児通所支援事業者</u>は、 当該指定障がい児通所支援事業者 を

利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

- 3 <u>指定障がい児通所支援事業者等</u>は、 地域及び家庭との結び付きを重視した 運営を行い、都道府県、市町村、障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」と いう。)第5条第1項に規定する障害 福祉サービス(以下「障がい福祉サー ビス」という。)を行う者、児童福祉 施設その他の保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者との連携に努 めなければならない。
- 4 指定障がい児通所支援事業者等は、 当該指定障がい児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4条 (略)

第2章 児童発達支援 第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及

改正後

利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

- 3 指定障がい児通所支援事業者 は、地域及び家庭との結び付きを重視した 運営を行い、都道府県、市町村、障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」と いう。)第5条第1項に規定する障害 福祉サービス(以下「障がい福祉サー ビス」という。)を行う者、児童福祉 施設その他の保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者との連携に努 めなければならない。
- 4 指定障がい児通所支援事業者 は、 当該指定障がい児通所支援事業者 を 利用する障がい児の人権の擁護、虐待 の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研 修を実施する等の措置を講じなければ ならない。

第4条 (略)

第2章 児童発達支援 第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を

び訓練

____を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第6条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指 定児童発達支援事業所において、日常 生活を営むのに必要な機能訓練を行う 場合には機能訓練担当職員(日常生活 を営むのに必要な機能訓練を担当する 職員をいう。以下同じ。)を、日常生 活及び社会生活を営むために医療的ケ ア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰 吸引その他厚生労働大臣 が定める 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常 的に受けることが不可欠である障がい 児に医療的ケアを行う場合には看護職 員(保健師、助産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。)を置かなけ ればならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合には、看護職員 を置かないことができる。

(1) • (2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第3条第1項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第68条において同じ。)のみを必要とする障がい児に

改正後

し、又はこれに併せて治療(上肢、下 肢又は体幹の機能の障がいのある児童 に対して行われるものに限る。以下同 じ。)を行うものでなければならな い。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第6条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指 定児童発達支援事業所において、日常 生活を営むのに必要な機能訓練を行う 場合には機能訓練担当職員(日常生活 を営むのに必要な機能訓練を担当する 職員をいう。以下同じ。)を、日常生 活及び社会生活を営むために医療的ケ ア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰 吸引その他こども家庭庁長官が定める 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常 的に受けることが不可欠である障がい 児に医療的ケアを行う場合には看護職 員(保健師、助産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。)を置かなけ ればならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合には、看護職員 を置かないことができる。

(1) • (2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第10条第1項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第68条において同じ。)のみを必要とする障がい児に

対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行 為業務(同法<u>附則第20条第1項</u>に規 定する特定行為業務をいう。次条 及び第68条において同じ。)を行う 場合

 $3 \sim 9$ (略)

第7条 (略)

2 (略)

(1) • (2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合(新設)

3 前項 の規定に基づき、機能訓練担 当職員等を置いた場合においては、当 該機能訓練担当職員等の数を児童指導 員及び保育士の総数に含めることがで きる。 改正後

対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行 為業務(同法<u>附則第27条第1項</u>に規 定する特定行為業務をいう。次条 及び第68条において同じ。)を行う 場合

 $3 \sim 9$ (略)

第7条 (略)

2 (略)

(1) • (2) (略)

- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第</u>27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定 児童発達支援事業所において、治療を 行う場合には、医療法(昭和23年法律 第205号)に規定する診療所として必要 とされる数の従業者を置かなければな らない。
- 4 第2項の規定に基づき、機能訓練担 当職員等を置いた場合においては、当 該機能訓練担当職員等の数を児童指導 員及び保育士の総数に含めることがで きる。

現行	改正後
4 前2項の規定にかかわらず、主とし	(削る)
て難聴児を通わせる指定児童発達支援	(Hi) ②)
事業所には、第1項各号に掲げる従業	
者のほか、次に掲げる従業者(第2項	
ただし書各号のいずれかに該当する場	
合にあっては、第3号に掲げる看護職	
員を除く。)を置かなければならない。	
この場合において、当該従業者につい	
ては、その数を児童指導員及び保育士	
の総数に含めることができる。	
(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援	
(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営	
むのに必要な機能訓練を行う場合	
に限る。) 機能訓練を行うために	
必要な数	
(3) 看護職員(日常生活及び社会生活	
を営むために医療的ケアを恒常的	
に受けることが不可欠である障が	
い児に医療的ケアを行う場合に限	
る。) 医療的ケアを行うために必	
要な数	
<u>5 第2項及び第3項の規定にかかわら</u>	 (削る)
ず、主として重症心身障がい児を通わ	
せる指定児童発達支援事業所には、第	
1項各号に掲げる従業者のほか、次に	
掲げる従業者を置かなければならな	
い。この場合において、当該従業者に	
ついては、その数を児童指導員及び保	
育士の総数に含めることができる。	
<u>(1) 看護職員 1以上</u>	
(2) 機能訓練担当職員 1以上	
<u>6</u> 第3項の規定により機能訓練担当職	<u>5</u> <u>前項</u> の規定により機能訓練担当職
員等の数を含める場合における第1項	員等の数を含める場合における第1項
第2号アの児童指導員及び保育士の総	第2号アの児童指導員及び保育士の総

数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 7 第1項第2号ア<u>、第4項第1号</u>及び 次項の指定児童発達支援の単位は、指 定児童発達支援であって、その提供が 同時に1又は複数の障がい児に対して 一体的に行われるものをいう。
- 8 第1項から第5項まで(第1項第1 号を除く。)に規定する従業者は、専 ら当該指定児童発達支援事業所の職務 に従事する者又は指定児童発達支援の 単位ごとに専ら当該指定児童発達支援 の提供に当たる者でなければならな い。ただし、障がい児の支援に支障が ない場合は、第1項第3号の栄養士及 び同項第4号の調理員については、併 せて設置する他の社会福祉施設の職務 に従事させることができる。

(新設)

9 <u>前項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら

改正後

数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 6 第1項第2号ア 及び 次項の指定児童発達支援の単位は、指 定児童発達支援であって、その提供が 同時に1又は複数の障がい児に対して 一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項 に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当 該指定児童発達支援事業所の職務に従 事する者でなければならない。ただ し、障がい児の支援に支障がない場合 は、障がい児の保護に直接従事する従 業者を除き、併せて設置する他の社会 福祉施設の職務に従事させることがで きる。
- 9 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら

の児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第9条 (略)

第3節 設備に関する基準(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童 発達支援センターであるものを除 く。)は、<u>指導訓練室</u>のほか、指定児 童発達支援の提供に必要な設備及び備 品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>指導訓練室は、訓練</u> に必要な機械器具等を備えなければな らない。
- 3 (略)

改正後

の児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第9条 (略)

第3節 設備に関する基準(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童 発達支援センターであるものを除 く。)は、<u>発達支援室</u>のほか、指定児 童発達支援の提供に必要な設備及び備 品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>発達支援室は、支援</u> に必要な機械器具等を備えなければな らない。
- 3 (略)

改正後

- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童 発達支援センターであるものに限る。 以下この条において同じ。)は、指導 訓練室、遊戲室、屋外遊戲場(指定児 童発達支援事業所の付近にある屋外遊 戯場に代わるべき場所を含む。以下こ の項において同じ。)、医務室、相談 室、調理室及び便所並びに指 定児童発達支援の提供に必要な設備及 び備品等を設けなければならない。た だし、主として重症心身障がい児を通 わせる指定児童発達支援事業所にあっ ては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及 び相談室は、障がい児の支援に支障が ない場合は、設けないことができる。 (新設)
- 2 前項 に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。
 - (1) <u>指導訓練室</u>ア・イ (略)
 - (2) (略)
- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障がいのある児童を通わせる 指定児童発達支援事業所は静養室を、 主として難聴児を通わせる指定児童発 達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

第	11条		指	定	児	童	発	達	支	援	事	業	所	(J	見童	Ĩ
	発達	支	援	セ	ン	タ	_	で	あ	る	ŧ	0)	に	限	る。)
	以下		0	条	に	お	ļγ	て	同	U	0) (Z	は、	3	医多	Ž
	支援	室	,	遊	戱	室	`	屋	外	遊	戱	場	(‡	旨是	官児	1
	童発	達	支	援	事	業	所	0)	付	近	に	あ	る	屋	外:	遊
	戯場	に	代	わ	る	ベ	き	場	所	を	含	む				
							_0)	`	医	務	室	`	相	談	
	室、	調	理	室	`	便	所	及	び	静	養	室	並	U	に	指
	定児	童	発	達	支	援	0)	提	供	に	必	要	な	設	備	及
	び備	品	等	を	設	け	な	け	れ	ば	な	5	な	٧V	·	
																_
																_
																_
2	指	定	児	童	発	達	支	援	事	業	所	に	お	٧١	て	
	治療	を	行	う:	場	合	に	は	`	前	項	に	規	定	す	<u>る</u>
	設備	()	医彩	5	₹ を		全(, 0)	に	加	え	て	`	医	療
	法に	規	定	す	る	診	療	所	と	し	て	必	要	な	設	備
	を設	け	な	け	れ	ば	な	ら	な	V	0					
			_													

- <u>3</u> 第1項に規定する設備の基準は、次 のとおりとする。
 - (1) <u>発達支援室</u>ア・イ (略)
 - (2) (略)

(削る)

4 第1項及び<u>前項</u>に規定する設備 は、専ら当該指定児童発達支援の事業 の用に供するものでなければならな い。ただし、障がい児の支援に支障が ない場合は

__、併せて設置する他の社会福祉施設 の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所

にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

第13条~第15条 (略)

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指 定児童発達支援の利用について市町村 又は<u>障がい児相談支援事業を行う者</u> (第50条第1項において「障がい児相 談支援事業者」という。)

_____が行う連絡調整に、できる限り 協力しなければならない。

第17条~第20条 (略)

(指定障がい児通所支援事業者等との 連携等)

第21条~第23条 (略)

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代

改正後

4 第1項及び<u>第2項</u>に規定する設備 は、専ら当該指定児童発達支援の事業 の用に供するものでなければならな い。ただし、障がい児の支援に支障が ない場合は、同項に掲げる設備を除 き、併せて設置する他の社会福祉施設 の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

第13条~第15条 (略)

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は<u>障がい児相談支援事業者(法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。第28条第7項及び第50条第1項において同じ。)</u>が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

第17条~第20条 (略)

(指定障がい児通所支援事業者との連 携等)

第21条~第23条 (略)

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代

理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>の支払を受けるものとする。

(新設)

(新設)

- 3 (略)
- 4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。
- 5 6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通 所給付決定に係る障がい児が同一の月 に当該指定児童発達支援事業者が提供 する指定児童発達支援及び他の<u>指定障</u> がい児通所支援事業者等が提供する指 定通所支援を受けた場合において、当 該障がい児の通所給付決定保護者から 依頼があったときは、当該指定児童発 達支援及び当該他の指定通所支援に係 る通所利用者負担額の合計額(以下こ の条において「通所利用者負担額合計 改正後

- 理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる 額のほか、当該指定児童発達支援 のうち肢体不自由児通所医療(食事 療養(健康保険法(大正11年法律第 70号)第63条第2項第1号に規定す る食事療養をいう。)を除く。以下 同じ。)に係るものにつき健康保険 の療養に要する費用の額の算定方 法の例により算定した費用の額
- 3 (略)
- 4 前項第1号に掲げる費用について は、別に<u>こども家庭庁長官</u>が定めると ころによるものとする。
- 5 6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通 所給付決定に係る障がい児が同一の月 に当該指定児童発達支援事業者が提供 する指定児童発達支援及び他の指定障 がい児通所支援事業者 が提供する指 定通所支援を受けた場合において、当 該障がい児の通所給付決定保護者から 依頼があったときは、当該指定児童発 達支援及び当該他の指定通所支援に係 る通所利用者負担額の合計額(以下こ の条において「通所利用者負担額合計

額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障がい児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法 定代理受領により指定児童発達支援に 係る障がい児通所給付費

の支給を受けた場合

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項 に規定する児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(新設)

改正後

額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障がい児通所給付費の額に係る通知等)

- 第26条 指定児童発達支援事業者は、法 定代理受領により指定児童発達支援に 係る障がい児通所給付費<u>又は肢体不自</u> 由児通所医療費の支給を受けた場合
- は、通所給付決定保護者に対し、当該通 所給付決定保護者に係る障がい児通所 給付費及び肢体不自由児通所医療費の 額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>第</u> 28条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障がい 児が自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、障がい児及び 通所給付決定保護者の意思をできる限 り尊重するための配慮をしなければな

現行	改正後
<u>2</u> (略) (新設)	らない。 3 (略) 4 指定児童発達支援事業者は、障がい 児の適性、障がいの特性その他の事情 を踏まえた指定児童発達支援(治療に 係る部分を除く。以下この条及び次条 において同じ。)の確保並びに次項に 規定する指定児童発達支援の質の評価 及びその改善の適切な実施の観点か ら、指定児童発達支援の提供に当たっ
	ては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
3 (略)	5 (略)
4 指定児童発達支援事業者は、前項の 規定により、その提供する指定児童発 達支援の質の評価及び改善を行うに当 たっては、次に掲げる事項について、自ら評価	6 指定児童発達支援事業者は、前項の 規定により、その提供する指定児童発 達支援の質の評価及び改善を行うに当 たっては、次に掲げる事項について、 指定児童発達支援事業所の従業者によ る評価を受けた上で、自ら評価(以下 この条において「自己評価」とい
を行うとともに、当該指定児童 発達支援事業者を利用する <u>障がい児の</u> 保護者 による評価	う。)を行うとともに、当該指定児童 発達支援事業者を利用する <u>障がい児の</u> 通所給付決定保護者(以下この条にお いて「保護者」という。)による評価 (以下この条において「保護者評価」
を受けて、その改善を図らなければならない。	<u>という。)</u> を受けて、その改善を図らなければならない。 (1) ~ (7) (略)
(1) ~ (7) (略) 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公	(1) ~ (7) (略) 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公

	T
現行	改正後
表しなければならない。	表しなければならない。
(新設)	第27条の2 指定児童発達支援事業者
	は、指定児童発達支援事業所ごとに指
	定児童発達支援プログラム(前条第4
	項に規定する領域との関連性を明確に
	した指定児童発達支援の実施に関する
	計画をいう。)を策定し、インターネ
	<u>ットの利用その他の方法により公表し</u>
	<u>なければならない。</u>
(新設)	(障がい児の地域社会への参加及び包
	摂の推進)
	第27条の3 指定児童発達支援事業者
	は、障がい児が指定児童発達支援を利
	用することにより、地域の保育、教育
	等の支援を受けることができるように
	することで、障がいの有無にかかわら
	ず、全ての児童が共に成長できるよ
	う、障がい児の地域社会への参加及び
	包摂(以下「インクルージョン」とい
	<u>う。)の推進に努めなければならな</u> 、
	<u> </u>
(児童発達支援計画の作成等)	(児童発達支援計画の作成等)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 児童発達支援管理責任者は、児童発	2 児童発達支援管理責任者は、児童発
達支援計画の作成に当たっては、適切	達支援計画の作成に当たっては、適切
な方法により、障がい児について、そ	な方法により、障がい児について、そ
の有する能力、その置かれている環境	の有する能力、その置かれている環境
及び日常生活全般の状況等の評価を通	及び日常生活全般の状況等の評価を通
じて通所給付決定保護者及び障がい児	じて通所給付決定保護者及び障がい児
の希望する生活並びに課題等の把握	の希望する生活並びに課題等の把握
(以下この条において「アセスメン	(以下この条において「アセスメン
ト」という。)を <u>行い、障がい児</u>	ト」という。)を <u>行うとともに、障が</u>
	い児の年齢及び発達の程度に応じて、
	その意見が尊重され、その最善の利益

改正後

の発達を支

援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセス メント及び支援内容の検討結果に基づ き、通所給付決定保護者及び障がい児 の生活に対する意向、障がい児に対す る総合的な支援目標及びその達成時 期、生活全般の質を向上させるための 課題、指定児童発達支援

の具体的

内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発 達支援計画の作成に当たっては

一 、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を

が優先して考慮され、心身ともに健やか に育成されるよう障がい児の発達を支 援する上での適切な支援内容の検討を しなければならない。

3 (略)

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセス メント及び支援内容の検討結果に基づ き、通所給付決定保護者及び障がい児 の生活に対する意向、障がい児に対す る総合的な支援目標及びその達成時 期、生活全般の質を向上させるための 課題、第27条第4項に規定する領域と の関連性及びインクルージョンの観点 を踏まえた指定児童発達支援の具体的 内容、指定児童発達支援を提供する上 での留意事項その他必要な事項を記載 した児童発達支援計画の原案を作成し なければならない。この場合におい て、障がい児の家族に対する援助及び 当該指定児童発達支援事業所が提供す る指定児童発達支援以外の保健医療サ ービス又は福祉サービスとの連携も含 めて児童発達支援計画の原案に位置付 けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を

求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発 達支援計画を作成した際には、当該児 童発達支援計画を通所給付決定保護者

<u>に交付</u>しなけれ

ばならない。

8~10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

(新設)

第30条 (略)

(指導、訓練等)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓</u>練等を行わなければならない。
- 2 (略)
- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい 児の適性に応じ、障がい児ができる限 り健全な社会生活を営むことができる よう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わ なければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1 人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事 させなければならない。

改正後

求めるものとする。

6 (略)

- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に係る障がい児相談支援事業者に交付しなければならない。
- 8~10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を 行うに当たっては、障がい児が自立し た日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、障がい児及び通所給付決 定保護者の意思をできる限り尊重する よう努めなければならない。

第30条 (略)

(支援)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援 を行わなければならない。
- 2 (略)
- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい 児の適性に応じ、障がい児ができる限 り健全な社会生活を営むことができる よう、より適切に<u>支援</u>を行わ なければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1 人以上の従業者を<u>支援</u>に従事 させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障がい 児に対して、当該障がい児に係る通所 給付決定保護者の負担により、指定児 童発達支援事業所の従業者以外の者に よる<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはなら ない。

第32条~第35条 (略)

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村

第37条~第39条の2 (略)

に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第41条 (略)

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障がい 児の安全の確保に関して_____ <u>保護者</u>との連携が図られるよう、____ 保護者に対し、安全計画に基

改正後

5 指定児童発達支援事業者は、障がい 児に対して、当該障がい児に係る通所 給付決定保護者の負担により、指定児 童発達支援事業所の従業者以外の者に よる支援 を受けさせてはなら ない。

第32条~第35条 (略)

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第37条~第39条の2 (略)

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第41条 (略)

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障がい 児の安全の確保に関して<u>通所給付決定</u> <u>保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所</u> 給付決定保護者に対し、安全計画に基

づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

第41条の3・第42条 (略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者

_______は、障がい児の 病状の急変等に備えるため、あらかじ め、協力医療機関を定めておかなけれ ばならない。

第44条~第49条 (略)

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障がい児相談支援事業者等」という。)、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

第51条~第56条 (略)

第5節 (略)

第6節 基準該当通所支援に関する基準

第56条の6 (略)

(設備)

第56条の7 基準該当児童発達支援事業 所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保する 改正後

づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

第41条の3・第42条 (略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者(治療 を行うものを除く。)は、障がい児の 病状の急変等に備えるため、あらかじ め、協力医療機関を定めておかなけれ ばならない。

第44条~第49条 (略)

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障がい児相談支援事業者等」という。)、障がい福祉サービスを行う者等又はその後業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

第51条~第56条 (略)

第5節 (略)

第6節 基準該当通所支援に関する基準

第56条の6 (略)

(設備)

第56条の7 基準該当児童発達支援事業 所は、発達支援を行う場所を確保する

とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所 は<u>、訓練</u>に必要な機械器具等を備えな ければならない。
- 3 (略)

第56条の8~第56条の12 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第57条 医療型児童発達支援に係る指定 通所支援(以下「指定医療型児童発達 支援」という。)の事業は、障がい児 が日常生活における基本的動作及び知 識技能を習得し、並びに集団生活に適 応することができるよう、当該障がい 児の身体及び精神の状況並びにその置 かれている環境に応じて適切かつ効果 的な指導及び訓練並びに治療を行うも のでなければならない。

<u>第2節 人員に関する基準</u> (従業者の員数)

- 第58条 指定医療型児童発達支援の業を 行う者(以下「指定医療型児童発達支 援事業者」という。)が当該事業を行 う事業所(以下「指定医療型児童発達 支援事業所」という。)に置くべき従 業者及びその員数は、次のとおりとす る。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に 規定する診療所として必要とされ る従業者 同法に規定する診療所 として必要とされる数
 - (2) 児童指導員 1以上

改正後

とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所 は<u>、支援</u>に必要な機械器具等を備えな ければならない。
- 3 (略)

第56条の8~第56条の12 (略)

第3章 削除

第57条から第66条まで 削除

現行 改正後 (3) 保育士 1以上 (4) 看護職員 1以上 (5) 理学療法士又は作業療法士 1 以上 (6) 児童発達支援管理責任者 1以 上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指 定医療型児童発達支援事業所において 日常生活を営むのに必要な言語訓練等 を行う場合には、機能訓練担当職員を 置かなければならない。 3 第1項各号及び前項に規定する従業 者は、専ら当該指定医療型児童発達支 援事業所の職務に従事する者でなけれ ばならない。ただし、障がい児の支援 に支障がない場合は、障がい児の保護 に直接従事する従業者を除き、併せて 設置する他の社会福祉施設の職務に従 事させることができる。 4 前項の規定にかかわらず、保育所若 しくは家庭的保育事業所等に入所し、 又は幼保連携型認定こども園に入園し ている児童と指定医療型児童発達支援 事業所に通所している障がい児を交流 させるときは、障がい児の支援に支障 がない場合に限り、障がい児の支援に 直接従事する従業者については、これ らの児童への保育に併せて従事させる ことができる。 (準用) 第59条 第8条の規定は、指定医療型児 童発達支援の事業について準用する。 第3節 設備に関する基準

第60条 指定医療型児童発達支援事業所 の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として 必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談 室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機 能の不自由を助ける設備を有するこ と。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、 その階段の傾斜を緩やかにしなければ ならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。第4節 運営に関する基準(利用定員)

第61条 指定医療型児童発達支援事業所 は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

- 第62条 指定医療型児童発達支援事業者 は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該 指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、 法定代理受領を行わない指定医療型児 童発達支援を提供した際は、通所給付 決定保護者から、次に掲げる費用の額 の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に 係る指定通所支援費用基準額

- (2) 当該指定医療型児童発達支援の うち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70 号)第63条第2項第1号に規定する 食事療養をいう。)を除く。以下同 じ。)に係るものにつき健康保険の 療養に要する費用の額の算定方法 の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、 前2項の支払を受ける額のほか、指定 医療型児童発達支援において提供され る便宜に要する費用のうち、次に掲げ る費用の額の支払を通所給付決定保護 者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定 医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常 生活においても通常必要となるもの に係る費用であって、通所給付決定 保護者に負担させることが適当と認 められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用について は、別に厚生労働大臣が定めるところ によるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、 第1項から第3項までの費用の額の支 払を受けた場合は、当該費用に係る領 収証を当該費用の額を支払った通所給 付決定保護者に対し交付しなければな らない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、 第3項の費用に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、通所給付決

現行	改正後

定保護者に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、通所給 付決定保護者の同意を得なければなら ない。

(障がい児通所給付費の額に係る通知 等)

- 第63条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、 前条第2項の法定代理受領を行わない 指定医療型児童発達支援に係る費用の 額の支払を受けた場合は、その提供し た指定医療型児童発達支援の内容、費 用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を通所給 付決定保護者に対して交付しなければ ならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第64条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならな

現行	改正後
<u>, , , </u>	
(運営規程 <u>)</u>	
第65条 指定医療型児童発達支援事業者	
は、指定医療型児童発達支援事業所ご	
とに、次に掲げる事業の運営について	
の重要事項に関する運営規程を定めて	
<u>おかなければならない。</u>	
(1) 事業の目的及び運営の方針	
(2) 従業者の職種、員数及び職務の	
<u>内容</u>	
(3) 営業日及び営業時間	
<u>(4)</u> 利用定員	
(5) 指定医療型児童発達支援の内容	
並びに通所給付決定保護者から受	
領する費用の種類及びその額	
(6) 通常の事業の実施地域(当該指定	
医療型児童発達支援事業所が通常	
時に指定医療型児童発達支援を提	
供する地域をいう。)	
(7) サービスの利用に当たっての留	
<u>意事項</u>	
(8) 緊急時等における対応方法	
<u>(9)</u> 非常災害対策	
(10) 虐待の防止のための措置に関す	
<u>る事項</u>	
(11) その他運営に関する重要事項	
(情報の提供等)	
第65条の2 指定医療型児童発達支援事	
業者は、指定医療型児童発達支援を利	
用しようとする障がい児が、これを適	
切かつ円滑に利用できるように、当該	
指定医療型児童発達支援事業者が実施	
する事業の内容に関する情報の提供を	
行うよう努めなければならない。	
2 指定医療型児童発達支援事業者は、	

当該指定医療型児童発達支援事業者に ついて広告をする場合において、その 内容を虚偽のもの又は誇大なものとし てはならない。

(準用)

第66条 第13条から第23条まで、第25 条、第27条(第4項及び第5項を除 く。)から第35条まで、第37条、第39 条から第42条まで、第44条から第48条 まで、第50条から第53条まで、第55条 及び第56条の規定は、指定医療型児童 発達支援の事業について準用する。こ の場合において、第13条第1項中「第 38条」とあるのは「第65条」と、第17 条中「いう。第38条第6号及び」とあ るのは「いう。」と、第23条第2項中 「次条」とあるのは「第62条」と、第 27条第1項及び第28条中「児童発達支 援計画」とあるのは「医療型児童発達 支援計画」と、第35条中「医療機関」 とあるのは「他の専門医療機関」と、 第44条第1項中「従業者の勤務の体 制、前条の協力医療機関」とあるのは 「従業者の勤務の体制」と、第55条第 2項第2号中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」 と、同項第3号中「第36条」とあるの は「第64条」と読み替えるものとす る。

第4章 放課後等デイサービス 第1節 基本方針

第67条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障がい児が生活能力の向上のために<u>必要な訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指</u> <u>導及び訓練</u>を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第68条 (略)

2 (略)

(1) • (2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス 事業所(社会福祉士及び介護福祉士 法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る 事業者である場合に限る。)におい て、医療的ケアのうち特定行為の みを必要とする障がい児に対し、 当該登録を受けた者が自らの事業 又はその一環として特定行為業務 を行う場合

3~8 (略)

第69条 (略)

第3節 設備に関する基準 第70条 指定放課後等デイサービス事業 所は、<u>指導訓練室</u>のほか、指定放課後 等デイサービスの提供に必要な設備及 び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練

改正後

第4章 放課後等デイサービス 第1節 基本方針

第67条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第68条 (略)

2 (略)

(1) • (2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス 事業所(社会福祉士及び介護福祉士 法<u>附則第27条第1項</u>の登録に係る 事業者である場合に限る。)におい て、医療的ケアのうち特定行為の みを必要とする障がい児に対し、 当該登録を受けた者が自らの事業 又はその一環として特定行為業務 を行う場合

 $3 \sim 8$ (略)

第69条 (略)

第3節 設備に関する基準 第70条 指定放課後等デイサービス事業 所は、<u>発達支援室</u>のほか、指定放課後 等デイサービスの提供に必要な設備及 び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援

に必要な機械器具等を備えなければな らない。

3 (略)

第4節 運営に関する基準 第71条・第72条 (略)

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条 から第31条まで、第33条、第35条から 第46条まで、第48条から第51条まで、 第52条第1項、第53条から第56条まで の規定は、指定放課後等デイサービス の事業について準用する。この場合に おいて、第17条中「いう。第38条第6 号及び第52条第2項」とあるのは「い う。第73条において準用する第38条第 6号」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第72条」と、第26条第2項 中「第24条第2項」とあるのは「第72 条第2項」と、第27条第1項、第28条 及び第55条第2項第2号 「児童発達支援計画」とあるのは「放 課後等デイサービス計画」と読み替え

るものとする。

改正後

に必要な機械器具等を備えなければな らない。

3 (略)

第4節 運営に関する基準 第71条・第72条 (略)

(進用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条 から第31条まで、第33条、第35条から 第46条まで、第48条から第51条まで、 第52条第1項、第53条から第56条まで の規定は、指定放課後等デイサービス の事業について準用する。この場合に おいて、第17条中「いう。第38条第6 号及び第52条第2項」とあるのは「い う。第73条において準用する第38条第 6号」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第72条」と、第26条第2項 中「第24条第2項」とあるのは「第72 条第2項」と、第27条第1項中「児童 発達支援計画」とあるのは「放課後等 デイサービス計画」と、第28条第1項 及び第2項中「児童発達支援計画」と あるのは「放課後等デイサービス計 画」と、同条第4項中「第27条第4 項」とあるのは「第73条において準用 する第27条第4項」と、「児童発達支 援計画」とあるのは「放課後等デイサ ービス計画」と、同条第5項から第8 項まで及び第10項中「児童発達支援計 画」とあるのは「放課後等デイサービ ス計画」と、第55条第2項第2号中 「児童発達支援計画」とあるのは「放 課後等デイサービス計画」と読み替え るものとする。

第5節 (略)

第6節 基準該当通所支援に関する基準

第73条の3 (略)

(設備)

- 第73条の4 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所 は<u>、訓練</u>に必要な機械器具等を備えな ければならない。

3 (略)

第73条の5・第73条の6 (略)

第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第73条の8 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士、看護職員若しくは保育士の資格を 取得後又は児童指導員若しくは<u>心理指</u> <u>導担当職員</u>(学校教育法の規定による 大学(短期大学を除く。)若しくは大学 院において、心理学を専修する学科、 研究科若しくはこれらに相当する課程 を修めて卒業した者であって、個人及 び集団心理療法の技術を有するもの又 はこれと同等以上の能力を有すると認 められる者をいう。)として配置され た日以後、障がい児について、入浴、 排せつ、食事その他の介護を行い、及 改正後

第5節 (略)

第6節 基準該当通所支援に関する基準

第73条の3 (略)

(設備)

- 第73条の4 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所 は<u>、支援</u>に必要な機械器具等を備えな ければならない。

3 (略)

第73条の5・第73条の6 (略)

第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第73条の8 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士、看護職員若しくは保育士の資格を 取得後又は児童指導員若しくは<u>心理担</u> 当職員 (学校教育法の規定による 大学(短期大学を除く。)若しくは大学 院において、心理学を専修する学科、 研究科若しくはこれらに相当する課程 を修めて卒業した者であって、個人及 び集団心理療法の技術を有するもの又 はこれと同等以上の能力を有すると認 められる者をいう。)として配置され た日以後、障がい児について、入浴、 排せつ、食事その他の介護を行い、及

3 (略)

第73条の9 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 第73条の11~第73条の13 (略)

(準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第 25条、第26条、第27条(第4項及び第 5項を除く。) ____、第28条 から第31条まで、第33条、第35条から 第37条まで、第39条、第39条の2、第 41条の2、第41条の3第1項、第42条 から第46条まで、第48条、第50条、第 51条、第52条第1項、第53条から第55 条まで及び第65条の2の規定は、指定 居宅訪問型児童発達支援の事業につい て準用する。この場合において、第13 条第1項中「第38条」とあるのは「第 73条の13」と、第17条中「いう。第38 条第6号及び第52条第2項において同 じ。」とあるのは「いう。」と、第23 条第2項中「次条」とあるのは「第73 条の12」と、第26条第2項中「第24条 改正後

び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得 、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において「支援」という。)を行い、並びに当該障がい児の支援を行う者に対して支援に 関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

第73条の9 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 第73条の11~第73条の13 (略) (準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第 25条、第26条、第27条(第6項及び第 <u>7項</u>を除く。)<u>、第27条の2</u>、第28条 から第31条まで、第33条、第35条から 第37条まで、第39条、第39条の2、第 41条の2、第41条の3第1項、第42条 から第46条まで、第48条から第51条ま で 、第52条第1項及び第53条から第 56条まで の規定は、指定 居宅訪問型児童発達支援の事業につい て準用する。この場合において、第13 条第1項中「第38条」とあるのは「第 73条の13」と、第17条中「いう。第38 条第6号及び第52条第2項において同 じ。」とあるのは「いう。」と、第23 条第2項中「次条」とあるのは「第73 条の12」と、第26条第2項中「第24条

現行 改正後 第2項」とあるのは 第2項」とあるのは 「第73条の12第2項」と、第27条第1 「第73条の12第2項」

第6章 保育所等訪問支援 第1節~第3節 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25 条、第26条、第27条(第4項<u>及び第5</u> 項を除く。)、<u>第28条から第31条ま</u> で、第33条、第35条から第37条まで、 第39条、第39条の2、第41条の2、第 41条の3第1項、第42条、第44条から 第46条まで、<u>第48条、第50条、第51</u> 条、第52条第1項、第53条から第56条 まで、第65条の2及び第73条の11から

「第73条の12第2項」と、第27条第1 項中「児童発達支援計画」とあるのは 「居宅訪問型児童発達支援計画」と、 第28条第1項及び第2項中「児童発達 支援計画」とあるのは「居宅訪問型児 童発達支援計画」と、同条第4項中 「第27条第4項に規定する領域との関 連性及びインクルージョンの観点」と あるのは「第73条の14において準用す る第27条第4項に規定する領域との関 連性」と、「児童発達支援計画」とあ るのは「居宅訪問型児童発達支援計 画」と、同条第5項から第8項まで及 び第10項中「児童発達支援計画」とあ るのは「居宅訪問型児童発達支援計 画」と、第49条第1項中「行わなけれ ば」とあるのは「行うよう努めなけれ ば」と、第55条第2項第2号中「児童 発達支援計画」とあるのは「居宅訪問 型児童発達支援計画」と読み替えるも のとする。

第6章 保育所等訪問支援 第1節~第3節 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用)

第73条の13までの規定は、指定保育所 等訪問支援の事業について準用する。 この場合において、第13条第1項中 「第38条」とあるのは「第78条におい て準用する第73条の13」と、第17条中 「いう。第38条第6号及び第52条第2 項において同じ。」とあるのは「い う。」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第78条において準用する第 73条の12」と、第26条第2項中「第24 条第2項」とあるのは「第78条におい て準用する第73条の12第2項」と、第 27条第1項及び第28条

第73条の13までの規定は、指定保育所 等訪問支援の事業について準用する。 この場合において、第13条第1項中 「第38条」とあるのは「第78条におい て準用する第73条の13」と、第17条中 「いう。第38条第6号及び第52条第2 項において同じ。」とあるのは「い う。」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第78条において準用する第 73条の12」と、第26条第2項中「第24 条第2項」とあるのは「第78条におい て準用する第73条の12第2項」と、第 27条第1項中「児童発達支援計画」と あるのは「保育所等訪問支援計画」 と、同条第6項中「を受けて」とある のは「及び当該事業所の訪問支援員が 当該障がい児に対して保育所等訪問支 援を行うに当たって訪問する施設(以 下「訪問先施設」という。)による評 価(以下「訪問先施設評価」という。) を受けて」と、同項第5号中「障がい <u>児及びその保護者」と</u>あるのは「障が い児及びその保護者並びに当該訪問先 施設」と、同条第7項中「自己評価及 び保護者評価」とあるのは「自己評 価、保護者評価及び訪問先施設評価」 と、「、保護者」とあるのは「、保護 者及び訪問先施設」と、第28条第1項 及び第2項中「児童発達支援計画」と あるのは「保育所等訪問支援計画」 と、同条第4項中「、第27条第4項に 規定する領域との関連性及びインクル ージョン」とあるのは「及びインクル ージョン」と、「児童発達支援計画」 とあるのは「保育所等訪問支援計画」

特例

第79条 多機能型事業所(この条例に規 定する事業のみを行う多機能型事業所 に限る。)に係る事業を行う者に対す る第6条第1項から第3項まで及び第 5項、第7条(第3項及び第6項を除 く。)、第58条、第68条第1項から第 3項まで及び第5項、第73条の8第1 項並びに第75条第1項の規定の適用に ついては、第6条第1項中「事業所 (以下「指定児童発達支援事業所」と いう。)」とあるのは「多機能型事業 所」と、同項第1号中「指定児童発達 支援 | とあるのは「指定通所支援 | と、同条第2項中「指定児童発達支援 事業所」とあるのは「多機能型事業 所」と、同条第3項及び第5項中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通

(従業者の員数に関する特例)

改正後

と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する 特例

(従業者の員数に関する特例)

第79条 多機能型事業所(この条例に規 定する事業のみを行う多機能型事業所 に限る。)に係る事業を行う者に対す る第6条第1項から第3項まで及び第 5項、第7条(第4項及び第5項を除 く。) 、第68条第1項から第 3項まで及び第5項、第73条の8第1 項並びに第75条第1項の規定の適用に ついては、第6条第1項中「事業所 (以下「指定児童発達支援事業所」と いう。)」とあるのは「多機能型事業 所」と、同項第1号中「指定児童発達 支援 | とあるのは「指定通所支援 | と、同条第2項中「指定児童発達支援 事業所」とあるのは「多機能型事業 所」と、同条第3項及び第5項中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通

改正後

所支援」と、第7条第1項中「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、同項第2号ア中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通 所支援」と、同条第2項及び第4項中 「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、同項第1号 中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第5項中 「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、同条第7項 中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第8項中 「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援の」とあるのは「指定通所支 援の」と、第58条第1項中「事業所 (以下「指定医療型児童発達支援事業 所」という。)」とあり、並びに同条 第2項及び第3項中「指定医療型児童 発達支援事業所」とあるのは「多機能 型事業所」と、第68条第1項中「事業 所(以下「指定放課後等デイサービス 事業所」という。)」とあるのは「多 機能型事業所」と、同項第1号中「指 定放課後等デイサービス」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第2項中 「指定放課後等デイサービス事業所」 とあるのは「多機能型事業所」と、同 条第3項及び第5項中「指定放課後等 デイサービス」とあるのは「指定通所 支援」と、第73条の8第1項中「事業 所(以下「指定居宅訪問型児童発達支 援事業所」という。)」とあるのは

「多機能型事業所」と、第75条第1項

所支援」と、第7条第1項中「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、同項第2号ア中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通 所支援」と、同条第2項及び<u>第3項</u>中 「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、<u>同条第6項</u>

中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、<u>同条第7項</u>中 「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援の」とあるのは「指定通所支 援の」と、<u>同条第8項中「指定児童発</u> 達支援事業所」

一とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条の8第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項

中「事業所(以下「指定保育所等訪問 支援事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第80条 (略)

(利用定員に関する特例)

- 第81条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定技工を変更児童発達支援であままます。 人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業と対指定対課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第12条<u>第61条</u>及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能 型事業所は、主として重度の知的障が い及び重度の上肢、下肢又は体幹の機 能の障がいが重複している障がい者に

改正後

中「事業所(以下「指定保育所等訪問 支援事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第80条 (略)

(利用定員に関する特例)

- 第81条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条______及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条_____及び第71条の規定にかかわらず、指定児童発達支援_______又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業_____

放課後等デイサービスの事業を併せて 行う場合にあっては、これらの事業を 通じて5人以上)とすることができ る。

又は指定

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第12条_____及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいが重複している障がい者に

つき行う生活介護の事業を併せて行う 場合にあっては、第12条、第61条及び 第71条の規定にかかわらず、その利用 定員を、当該多機能型事業所が行う全 ての事業を通じて5人以上とすること ができる。

5 離島その他の地域であって<u>厚生労働大臣</u>が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第82条 指定障がい児通所支援事業者等 及びその従業者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。)で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第14条 第1項(第56条の5、第56条の9、第 66条、第73条、第73条の2、第73条の 6、第73条の14及び第78条において準 用する場合を含む。)、第18条(第56条 の5、第56条の9、第66条、第73条、 第73条の2、第73条の6、第73条の14 及び第78条において準用する場合を含 む。)及び次項に規定するものを除 く。)については、書面に代えて、当

改正後

つき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条_____及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であってこども家庭庁長官が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第82条 指定障がい児通所支援事業者 及びその従業者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。)で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第14条 第1項(第56条の5、第56条の9 、第73条、第73条の2、第73条の 6、第73条の14及び第78条において準 用する場合を含む。)、第18条(第56条 の5、第56条の9____、第73条、 第73条の2、第73条の6、第73条の14 及び第78条において準用する場合を含 む。)及び次項に規定するものを除 く。)については、書面に代えて、当

該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障がい児通所支援事業者等及び その従業者は、交付、説明、同意その 他これらに類するもの(以下「交付 等」という。)のうち、この条例の規 定において書面で行うことが規定され ている又は想定されるものについて は、当該交付等の相手方の承諾を得 て、当該交付等の相手方が障がい児又 は通所給付決定保護者である場合には 当該障がい児又は当該通所給付決定保 護者に係る障がい児の障がいの特性に 応じた適切な配慮をしつつ、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気 的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。)によ ることができる。

改正後

該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障がい児通所支援事業者 及び その従業者は、交付、説明、同意その 他これらに類するもの(以下「交付 等」という。)のうち、この条例の規 定において書面で行うことが規定され ている又は想定されるものについて は、当該交付等の相手方の承諾を得 て、当該交付等の相手方が障がい児又 は通所給付決定保護者である場合には 当該障がい児又は当該通所給付決定保 護者に係る障がい児の障がいの特性に 応じた適切な配慮をしつつ、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気 的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。)によ ることができる。

議案第57号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の 一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準の一部改正に伴い、指定障がい児入所施設に障がい児に係る移行支援計 画を作成するよう義務づける等の必要があるによる。

2 主な改正内容

障がい児入所施設における移行支援計画の策定等について(第22条の2関係)

障がい児入所施設において、15歳以上の障がい児が障がい福祉サービス その他のサービス利用しつつ自立した日常生活又は社会生活へ移行できる よう支援する上で必要な事項を定めた計画を策定すること等を義務付ける。

3 施行期日

令和6年4月1日

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 新旧対照 表

※下線部分が改正部分

	次 1 冰时刀 / 以上时刀
現行	改正後
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)

- (5) 指定入所支援費用基準額 指定 入所支援に係る法第24条の2第2 項第1号(法<u>第24条の24第2項</u>の規 定により、同条第1項に規定する 障害児入所給付費等の支給につい て適用する場合を含む。)に掲げる 額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の 2第2項第2号(法第24条の24第2 項の規定により、同条第1項に規 定する障害児入所給付費等の支給 について適用する場合を含む。)に 掲げる額及び障がい児入所医療(法 第24条の20第1項に規定する障害 児入所医療をいう。以下同じ。)に つき健康保険の療養に要する費用 の額の算定方法の例により算定し た費用の額から当該障がい児入所 医療につき支給された障がい児入 所医療費の額を控除して得た額の 合計額をいう。
- $(7) \sim (10)$ (略)
- (11) 法定代理受領 法第24条の3 第8項(法第24条の7第2項におい

- (5) 指定入所支援費用基準額 指定 入所支援に係る法第24条の2第2 項第1号(法<u>第24条の24第3項</u>の規 定により、同条第1項に規定する 障害児入所給付費等の支給につい て適用する場合を含む。)に掲げる 額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の 2第2項第2号(法<u>第24条の24第3</u> <u>項</u>の規定により、同条第1項に規 定する障害児入所給付費等の支給 について適用する場合を含む。)に 掲げる額及び障がい児入所医療(法 第24条の20第1項に規定する障害 児入所医療をいう。以下同じ。)に つき健康保険の療養に要する費用 の額の算定方法の例により算定し た費用の額から当該障がい児入所 医療につき支給された障がい児入 所医療費の額を控除して得た額の 合計額をいう。
- $(7) \sim (10)$ (略)
- (11) 法定代理受領 法第24条の3 第8項(法第24条の7第2項におい

改正後

て準用する場合及び法第24条の24 第2項の規定により同条第1項に 規定する障害児入所給付費等の支 給について適用する場合を含む。) の規定により入所給付決定保護者 に代わり都道府県(地方自治法(昭 和22年法律第67号)第252条の19第 1項の指定都市及び法第59条の4 第1項の児童相談所設置市を含 む。以下同じ。)が支払う指定入所 支援に要した費用の額又は法第24 条の20第3項(法第24条の24第2項 の規定により、同条第1項に規定 する障害児入所給付費等の支給に ついて適用する場合を含む。)の規 定により入所給付決定保護者に代 わり都道府県が支払う指定入所医 療に要した費用の額の一部を指定 障がい児入所施設等が受けること をいう。

(指定障がい児入所施設等の一般原則)

第3条 指定障がい児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)

て準用する場合及び法第24条の24 第3項の規定により同条第1項に 規定する障害児入所給付費等の支 給について適用する場合を含む。) の規定により入所給付決定保護者 に代わり都道府県(地方自治法(昭 和22年法律第67号)第252条の19第 1項の指定都市及び法第59条の4 第1項の児童相談所設置市を含 む。以下同じ。)が支払う指定入所 支援に要した費用の額又は法第24 条の20第3項(法第24条の24第3項 の規定により、同条第1項に規定 する障害児入所給付費等の支給に ついて適用する場合を含む。)の規 定により入所給付決定保護者に代 わり都道府県が支払う指定入所医 療に要した費用の額の一部を指定 障がい児入所施設等が受けること をいう。

(指定障がい児入所施設等の一般原則) 第3条 指定障がい児入所施設等は、入 所給付決定保護者及び障がい児の意 向、障がい児の適性、障がいの特性そ の他の事情を踏まえた計画(以下「入 所支援計画」という。)及び障がい児 (15歳以上の者に限る。)が障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号。 以下「障害者総合支援法」という。) 第5条第1項に規定する障害福祉サー ビス(以下「障がい福祉サービス」と いう。)その他のサービスを利用しつ つ自立した日常生活又は社会生活を営 むことができるよう、自立した日常生

改正後

を作成

し、これに基づき障がい児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障がい児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障がい福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第4条 (略)

第2章 指定福祉型障がい児入所 施設の人員、設備及び運営 に関する基準

第1節 人員に関する基準

第5条 (略)

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

活又は社会生活への移行について支援 する上で必要な事項を定めた計画(以 下「移行支援計画」という。)を作成 し、これに基づき障がい児に対して指 定入所支援を提供するとともに、その 効果について継続的な評価を実施する ことその他の措置を講じることにより 障がい児に対して適切かつ効果的に指 定入所支援を提供しなければならな い。

2 (略)

3 指定障がい児入所施設等は、地域及 び家庭との結び付きを重視した運営を 行い、都道府県、市町村(特別区を含 む。以下同じ。)、<u>障がい福祉サービ</u>

を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第4条 (略)

第2章 指定福祉型障がい児入所 施設の人員、設備及び運営 に関する基準

第1節 人員に関する基準

第5条 (略)

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

イ 主として肢体不自由(法<u>第6条</u> <u>の2の2第3項</u>に規定する肢体不 自由をいう。以下同じ。)のある 児童を入所させる指定福祉型障が い児入所施設 1以上

(3) ~(6) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主 として自閉症児を入所させる指定福祉 型障がい児入所施設である場合には医 師を、指定福祉型障がい児入所施設に おいて、<u>心理指導を</u>行う必要があると 認められる障がい児5人以上に<u>心理指</u> <u>導を</u>行う場合には<u>心理指導担当職員</u> を、職業指導を行う場合には職業指導 員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する<u>心理指導担当職員</u> は、学校教育法(昭和22年法律第26号) の規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専 修する学科、研究科若しくはこれらに 相当する課程を修めて卒業した者であ って、個人及び集団心理療法の技術を 有するもの又はこれと同等以上の能力 を有すると認められる者でなければな らない。

4 (略)

第2節 設備に関する基準第6条 (略)

- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福 祉型障がい児入所施設 遊戯室、 <u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備、 音楽に関する設備並びに浴室及び

改正後

- イ 主として肢体不自由(法<u>第6条</u> <u>の2の2第2項</u>に規定する肢体不 自由をいう。以下同じ。)のある 児童を入所させる指定福祉型障が い児入所施設 1以上
- $(3) \sim (6)$ (略)
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主 として自閉症児を入所させる指定福祉 型障がい児入所施設である場合には医 師を、指定福祉型障がい児入所施設に おいて、<u>心理支援を</u>行う必要があると 認められる障がい児 5 人以上に<u>心理支援を</u>行う場合には<u>心理担当職員</u> を、職業指導を行う場合には職業指導 員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する<u>心理担当職員</u> は、学校教育法(昭和22年法律第26号) の規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専 修する学科、研究科若しくはこれらに 相当する課程を修めて卒業した者であ って、個人及び集団心理療法の技術を 有するもの又はこれと同等以上の能力 を有すると認められる者でなければな らない。

4 (略)

第2節 設備に関する基準 第6条 (略)

- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福 祉型障がい児入所施設 遊戯室、 <u>支援室</u>、職業指導に必要な設備、 音楽に関する設備並びに浴室及び

便所の手すり、特殊表示等身体の 機能の不自由を助ける設備

- (3) 主としてろうあ児を入所させる 指定福祉型障がい児入所施設 遊 戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な 設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童 を入所させる指定福祉型障がい児 入所施設 <u>訓練室、屋外訓練場</u>並 びに浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備

 $3 \sim 5$ (略)

第3節 運営に関する基準

第7条~第17条 (略)

(入所利用者負担額の受領)

第18条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用について は、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めると ころによるものとする。

5 · 6 (略)

第19条・第20条 (略)

(指定入所支援の取扱方針)

第21条 指定福祉型障がい児入所施設

は、入所支援計画 に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(新設)

改正後

便所の手すり、特殊表示等身体の 機能の不自由を助ける設備

- (3) 主としてろうあ児を入所させる 指定福祉型障がい児入所施設 遊 戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な 設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童 を入所させる指定福祉型障がい児 入所施設 <u>支援室、屋外遊戯場</u>並 びに浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備

 $3 \sim 5$ (略)

第3節 運営に関する基準

第7条~第17条 (略)

(入所利用者負担額の受領)

第18条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項第1号に掲げる費用について は、別に<u>こども家庭庁長官</u>が定めると ころによるものとする。
- 5 6 (略)

第19条・第20条 (略)

(指定入所支援の取扱方針)

- 第21条 指定福祉型障がい児入所施設 は、入所支援計画及び移行支援計画に 基づき、障がい児の心身の状況等に応 じて、その者の支援を適切に行うとと もに、指定入所支援の提供が漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮しな ければならない。
- 2 指定福祉型障がい児入所施設は、障 がい児ができる限り良好な家庭的環境 において指定入所支援を受けることが

現行 改正後 できるよう努めなければならない。 (新設) 3 指定福祉型障がい児入所施設は、障 がい児が自立した日常生活又は社会生 活を営むことができるよう、障がい児 及び入所給付決定保護者の意思をでき る限り尊重するための配慮をしなけれ ばならない。 <u>2</u>·<u>3</u> (略) 4·5 (略) (入所支援計画の作成等) (入所支援計画の作成等) 第22条 (略) 第22条 (略) 2 児童発達支援管理責任者は、入所支 2 児童発達支援管理責任者は、入所支 援計画の作成に当たっては、適切な方 援計画の作成に当たっては、適切な方 法により、障がい児について、その有 法により、障がい児について、その有 する能力、その置かれている環境及び する能力、その置かれている環境及び 日常生活全般の状況等の評価を通じて 日常生活全般の状況等の評価を通じて 入所給付決定保護者及び障がい児の希 入所給付決定保護者及び障がい児の希 望する生活並びに課題等の把握(以下 望する生活並びに課題等の把握(以下 この条において「アセスメント」とい 「アセスメント」とい う。)を行うとともに、障がい児の年 う。)を行い、障がい児 齢及び発達の程度に応じて、その意見 が尊重され、その最善の利益が優先し て考慮され、心身ともに健やかに育成 の発達を支援する されるよう障がい児の発達を支援する 上での適切な支援内容の検討をしなけ 上での適切な支援内容の検討をしなけ ればならない。 ればならない。 3 • 4 (略) 3 • 4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、入所支 5 児童発達支援管理責任者は、入所支 援計画の作成に当たっては 援計画の作成に当たっては、障がい児 の意見が尊重され、その最善の利益が 優先して考慮される体制を確保した上 、障がい児に対する指定入所支援の で、障がい児に対する指定入所支援の 提供に当たる担当者等を招集して行う 提供に当たる担当者等を招集して行う 会議(テレビ電話装置その他の情報通 会議(テレビ電話装置その他の情報通

信機器(以下「テレビ電話装置等」と

信機器(以下「テレビ電話装置等」と

現行	1

いう。)を活用して行うことができる ものとする。)を開催し、入所支援計 画の原案について意見を求めるものと する。

 $6 \sim 10$ (略)

(新設)

改正後

いう。)を活用して行うことができる ものとする。)を開催し、入所支援計 画の原案について意見を求めるものと する。

 $6 \sim 10$ (略)

(移行支援計画の作成等)

- 第22条の2 指定福祉型障がい児入所施 設の管理者は、児童発達支援管理責任 者に移行支援計画の作成に関する業務 を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、アセスメントを行い、障がい児が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障がい児が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施 状況の把握(障がい児についての継続 的なアセスメントを含む。)を行うと

現行	改正後
現行 (児童発達支援管理責任者の責務) 第23条 児童発達支援管理責任者は、 <u>前</u> 条 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) (新設)	ともに、障がい児について解決すべき 課題を把握し、少なくとも6月に1回 以上、移行支援計画の見直しを行い、 必要に応じて移行支援計画の変更を行 うものとする。 5 前条第3項及び第5項から第7項ま での規定は、第2項に規定する移行支援 援計画の作成について準用する。この 場合において、前条第5項中「指定入 所支援」とあるのは、「移行支援」と 読み替えるものとする。 6 前条第3項、第5項から第7項まで 及び第9項並びに第2項及び第3項の 規定は、第4項に規定する移行支援計 画の変更について準用する。この場合 において、前条第5項中「指定入所支 援」とあるのは、「移行支援」と読み 替えるものとする。 (児童発達支援管理責任者の責務) 第23条 児童発達支援管理責任者は、前 2条に規定する業務のほか、次に掲げ る業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) 2 児童発達支援管理責任者は、業務を 行うに当たっては、障がい児が自
	行うに当たっては、障かい児か自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。
第24条・第25条 (略)	第24条・第25条 (略)
(指導、訓練等)	(支援)
第26条 指定福祉型障がい児入所施設	第26条 指定福祉型障がい児入所施設
は、障がい児の心身の状況に応じ、障	は、障がい児の心身の状況に応じ、障
がい児の自立の支援と日常生活の充実	がい児の自立の支援と日常生活の充実

に資するよう、適切な技術をもって<u>指</u> 導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

- 3 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障がい児入所施設は、常 時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に 従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対して、当該障がい児に係る 入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障がい児入所施設の従業 者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受け させてはならない。

第27条~第31条 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第32条 指定福祉型障がい児入所施設は、当該指定福祉型障がい児入所施設の設置者が障がい児に係る<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

 $(1) \sim (4) \qquad (略)$

第33条~第39条 (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

改正後

に資するよう、適切な技術をもって支援 を行わなければならない。

2 (略)

- 3 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障がい児入所施設は、常 時1人以上の従業者を<u>支援</u>に 従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対して、当該障がい児に係る 入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障がい児入所施設の従業者以外の者による支援 を受けさせてはならない。

第27条~第31条 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第32条 指定福祉型障がい児入所施設 は、当該指定福祉型障がい児入所施設 の設置者が障がい児に係る<u>こども家庭</u> 庁長官が定める給付金(以下この条に おいて「給付金」という。)の支給を 受けたときは、給付金として支払を受 けた金銭を次に掲げるところにより管 理しなければならない。

 $(1) \sim (4) \qquad (略)$

第33条~第39条 (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

	現行	改正後
第41条~第46条 (略) (利益供与等の禁止) 第47条 指定福祉型障がい児入所施設 は、障がい児相談支援事業を行う者若 しくは障害者総合支援法 <u>第5条第18項</u> に規定する一般相談支援事業者しくは 特定相談支援事業を行う者(次項において「障がい児相談支援事業者等」という。)、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児 又はその家族に対して当該指定福祉型 障がい児入所施設を紹介することの対		楽症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114 号)第6条第17項に規定する第二種協 定指定医療機関(次項において「第二 種協定指定医療機関」という。)との 間で、新興感染症(同条第7項に規定 する新型インフルエンザ等感染症、同 条第8項に規定する指定感染症又は同 条第9項に規定する新感染症をいう。 次項において同じ。)の発生時等の対 応を取り決めるように努めなければな らない。 4 指定福祉型障がい児入所施設は、協 力医療機関が第二種協定指定医療機関 である場合においては、当該第二種協 定指定医療機関との間で、新興感染症 の発生時等の対応について協議を行わ
第47条 指定福祉型障がい児入所施設 は、障がい児相談支援事業を行う者若 しくは障害者総合支援法 <u>第5条第18項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは 特定相談支援事業を行う者(次項において「障がい児相談支援事業者等」という。)、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児 又はその家族に対して当該指定福祉型 障がい児入所施設を紹介することの対 に対して当該指定福祉型 障がい児入所施設を紹介することの対 に対して当該指定 障がい児入所施設を紹介することの対	第41条~第46条 (略)	
は、障がい児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障がい児相談支援事業者等」という。)、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定福祉型障がい児入所施設を紹介することの対障がい児入所施設を紹介することの対	(利益供与等の禁止)	(利益供与等の禁止)
を供与してはならない。 を供与してはならない。 2 (略) 2 (略)	は、障がい児相談支援事業を行う者若 しくは障害者総合支援法 <u>第5条第18項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは 特定相談支援事業を行う者(次項にお いて「障がい児相談支援事業者等」と いう。)、障がい福祉サービスを行う 者等又はその従業者に対し、障がい児 又はその家族に対して当該指定福祉型 障がい児入所施設を紹介することの対 償として、金品その他の財産上の利益 を供与してはならない。	

第48条~第51条 (略)

(記録の整備)

第52条 (略)

- 2 (略)
 - (1) 入所支援計画
 - $(2) \sim (6)$ (略)

第53条 (略)

第3章 指定医療型障がい児入所 施設の人員、設備及び運営 に関する基準

第1節 人員に関する基準

第54条 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) <u>心理指導</u>を担当する職員 1以 上(主として重症心身障がい児(法 第7条第2項に規定する重症心身 障害児をいう。次号において同 じ。)を入所させる指定医療型障が い児入所施設に限る。)
- (4) (5) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第2節 設備に関する基準

第55条 (略)

- (1) (略)
- (2) 訓練室及び浴室を有すること。
- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障がい児 入所施設 <u>屋外訓練場</u>、ギブス 室、特殊手工芸等の作業を<u>指導す</u> <u>る</u>のに必要な設備、義肢装具を製 作する設備並びに浴室及び便所の

改正後

第48条~第51条 (略)

(記録の整備)

第52条 (略)

- 2 (略)
 - (1) 入所支援計画及び移行支援計画
 - $(2) \sim (6)$ (略)

第53条 (略)

第3章 指定医療型障がい児入所 施設の人員、設備及び運営 に関する基準

第1節 人員に関する基準

第54条 (略)

- (1) · (2) (略)
- (3) <u>心理支援</u>を担当する職員 1以上(主として重症心身障がい児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障がい児入所施設に限る。)
- (4) · (5) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第2節 設備に関する基準

第55条 (略)

- (1) (略)
- (2) 支援室及び浴室を有すること。
- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障がい児 入所施設 <u>屋外遊戯場</u>、ギブス 室、特殊手工芸等の作業を<u>支援す</u> <u>る</u>のに必要な設備、義肢装具を製 作する設備並びに浴室及び便所の

現行	改正後
手すり等身体の機能の不自由を助	手すり等身体の機能の不自由を助
ける設備	ける設備
3~5 (略)	3~5 (略)
以下略	以下略

議案第58号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

2 主な改正内容

(1) 児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・ 設備基準の3類型の区分の一元化(第10章及び第11章)

「児童発達支援センター」の「福祉型」と「医療型」の類型を一元化するとともに、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型(障がい児、難聴児、重症心身障がい児)の区分についても、主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

(2) 里親支援センターの設置に伴う規定の追加 (第15章)

改正児童福祉法において新たに児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターについて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における規定を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行

改正後

目次

第1章~第9章 (略)

第10章 <u>福祉型児童発達支援センタ</u> ー(第79条―第84条)

第11章医療型児童発達支援センター(第85条―第88条)

第12章~第14章 (略)

第15章 雑則(第111条)

附則

第1章 総則

第1条 (略)

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、児童福祉施設に 入所している者が、明るくて、衛生 的な環境において、素養があり、か つ、適切な訓練を受けた職員の指導 により、心身ともに健やか にして、社会に適応するように育成 されることを保障するものとする。

第3条~第6条の2 (略)

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設(助産施設、 児童遊園及び児童家庭支援センター

を除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童

目次

第1章~第9章 (略)

第10章 <u>児童発達支援センター</u> (第79条―第84条)

第11章 削除

第12章~第14章 (略)

第15章里親支援センター(第111条一第116条)

第16章 雑則(第117条)

附則

第1章 総則

第1条 (略)

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、児童福祉施設に 入所している者が、明るくて、衛生 的な環境において、素養があり、か つ、適切な訓練を受けた職員の指導 又は支援により、心身ともに健やか にして、社会に適応するように育成 されることを保障するものとする。

第3条~第6条の2 (略)

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設(助産施設、 児童遊園、児童家庭支援センター及 び里親支援センターを除く。以下こ の条において同じ。)は、児童の安全 の確保を図るため、当該児童福祉施 設の設備の安全点検、職員、児童等 に対する施設外での活動、取組等を 含めた児童福祉施設での生活その他 の日常生活における安全に関する指 導、職員の研修及び訓練その他児童

福祉施設における安全に関する事項 についての計画(以下この条において 「安全計画」という。)を策定し、当 該安全計画に従い必要な措置を講じ なければならない。

$2 \sim 4$ (略)

第6条の4~第14条 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設(児童厚生施設<u>及</u> び児童家庭支援センター

を除く。次項及び第3項に おいて同じ。)の長は、入所した者に 対し、入所時の健康診断、少なくと も1年に2回の定期健康診断及び臨 時の健康診断を、学校保健安全法(昭 和33年法律第56号)に規定する健康診 断に準じて行わなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設(法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。)、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣___が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第17条~第20条の2 (略)

第2章 助産施設

第21条~第24条 (略)

第3章 乳児院

第25条~第28条 (略)

改正後

福祉施設における安全に関する事項 についての計画(以下この条において 「安全計画」という。)を策定し、当 該安全計画に従い必要な措置を講じ なければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第6条の4~第14条 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設(児童厚生施設、 児童家庭支援センター及び里親支援 センターを除く。次項及び第3項に おいて同じ。)の長は、入所した者に 対し、入所時の健康診断、少なくと も1年に2回の定期健康診断及び臨 時の健康診断を、学校保健安全法(昭 和33年法律第56号)に規定する健康診 断に準じて行わなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設(法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。)、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>こども家庭庁長</u>宣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第17条~第20条の2 (略)

第2章 助産施設

第21条~第24条 (略)

第3章 乳児院

第25条~第28条 (略)

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(3) (略)

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>厚生労働</u> 大臣 が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 法第12条の3第2項第6号に 規定する児童福祉司(以下「児童 福祉司」という。)となる資格を 有する者にあっては、相談援助 業務(法第13条第3項第2号に規 定する相談援助業務をいう。以 下同じ。)(国、都道府県又は 野大の内部組織における相談援 助業務を含む。第37条第1項第4号 ア、第57条第1項第4号ア及 第99条第1項第4号アにおいて 同じ。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、 その資質の向上のための厚生労働大

改正後

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭 庁長官が指定する者が行う乳児院の 運営に関し必要な知識を習得させる ための研修を受けた者であって、人 格が高潔で識見が高く、乳児院を適 切に運営する能力を有するものでな ければならない。

(1)~(3) (略)

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>こども家</u> <u>庭庁長官</u>が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 法第12条の3第2項第6号に 規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を 有する者にあっては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規 定する相談援助業務をいう。は 下同じ。)(国、都道府県又は 下同じ。)(国、都道ける相談 助業務を含む。第37条第1項 サの内部組織における相類 あ、第57条第1項第4号 ア、第91条第1項第4号ア及 第99条第1項第4号アにおいて 同じ。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭

<u>下</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第30条・第31条 (略)

(自立支援計画の策定)

第32条 乳児院の長は、第30条第1項 の目的を達成するため、入所中の 個々の乳幼児について

乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画 を策定しなければならない。

第33条 (略)

(関係機関との連携)

第34条 乳児院の長は、児童相談所と、及び必要に応じ児童家庭支援センター___、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設 第35条・第36条 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣 が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(3) (略)

改正後

<u>庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第30条・第31条 (略)

(自立支援計画の策定)

第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第33条 (略)

(関係機関との連携)

第34条 乳児院の長は、児童相談所と、及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設 第35条・第36条 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 こども家庭庁長官が指定する者が行 う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を 受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) \sim (3) (略)

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>厚生労働</u> 大臣 が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための <u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第38条・第39条 (略)

(自立支援計画の策定)

第40条 母子生活支援施設の長は、前 条の目的を達成するため、入所中の 個々の母子について

__、母子やその家庭の状況等を勘案 して、その自立を支援するための計 画を策定しなければならない。

第41条・第42条 (略)

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福 祉事務所、母子・父子自立支援員、 児童の通学する学校、児童相談所、 改正後

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>こども家</u> <u>庭庁長官</u>が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための こども家庭庁長官が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第38条・第39条 (略)

(自立支援計画の策定)

- 第40条 母子生活支援施設の長は、前 条の目的を達成するため、入所中の 個々の母子について、年齢、発達の 状況その他の当該母子の事情に応じ 意見聴取その他の措置をとることに より、母子それぞれの意見又は意 向、母子やその家庭の状況等を勘案 して、その自立を支援するための計 画を策定しなければならない。
- 第41条・第42条 (略)

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福 祉事務所、母子・父子自立支援員、 児童の通学する学校、児童相談所、

母子・父子福祉団体及び公共職業安 定所と、並びに必要に応じ児童家庭 支援センター、婦人相談所

等関係機関と 密接に連携して、母子の保護及び生 活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

第44条~第46条 (略)

(保育の内容)

第47条 保育所における保育は、養護 及び教育を一体的に行うことをその 特性とし、その内容については、<u>厚</u> 生労働大臣が定める指針に従う。

第48条~第50条 (略)

第6章 (略)

第7章 児童養護施設

第55条・第56条 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

- 第57条 児童養護施設の長は、次の各 号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生</u> <u>労働大臣</u>が指定する者が行う児 童養護施設の運営に関し必要な知識 を習得させるための研修を受けた者 であって、人格が高潔で識見が高 く、児童養護施設を適切に運営する 能力を有するものでなければならな い。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>厚生労働</u> 大臣 が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間

改正後

母子・父子福祉団体及び公共職業安定所と、並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、</u>女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

第44条~第46条 (略)

(保育の内容)

第47条 保育所における保育は、養護 及び教育を一体的に行うことをその 特性とし、その内容については、<u>内</u> 閣総理大臣が定める指針に従う。

第48条~第50条 (略)

第6章 (略)

第7章 児童養護施設

第55条・第56条 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

- 第57条 児童養護施設の長は、次の各 号のいずれかに該当し、かつ、こど <u>も家庭庁長官</u>が指定する者が行う児 童養護施設の運営に関し必要な知識 を習得させるための研修を受けた者 であって、人格が高潔で識見が高 く、児童養護施設を適切に運営する 能力を有するものでなければならな い。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>こども家</u> <u>庭庁長官</u>が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間

- イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 児童養護施設の長は、2年に1回 以上、その資質の向上のための<u>厚生</u> 労働大臣 が指定する者が行う研 修を受けなければならない。ただ し、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第58条~第60条 (略)

(自立支援計画の策定)

第61条 児童養護施設の長は、第59条 の目的を達成するため、入所中の 個々の児童について

_____、児童や その家庭の状況等を勘案して、その 自立を支援するための計画を策定し なければならない。

第62条・第63条 (略)

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、児童の 通学する学校及び児童相談所と、並 びに必要に応じ児童家庭支援センタ ー___、児童委員、 公共職業安定所等関係機関と密接に 連携して児童の指導及び家庭環境の 調整に当たらなければならない。

> 第8章 福祉型障がい児入所施 設

(設備の基準)

第65条 福祉型障がい児入所施設(法第 42条第1号に規定する福祉型障害児

改正後

- イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 児童養護施設の長は、2年に1回 以上、その資質の向上のためのこど <u>も家庭庁長官</u>が指定する者が行う研 修を受けなければならない。ただ し、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第58条~第60条 (略)

(自立支援計画の策定)

第61条 児童養護施設の長は、第59条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第62条・第63条 (略)

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、児童の 通学する学校及び児童相談所と、並 びに必要に応じ児童家庭支援センタ 一、里親支援センター、児童委員、 公共職業安定所等関係機関と密接に 連携して児童の指導及び家庭環境の 調整に当たらなければならない。

> 第8章 福祉型障がい児入所施 設

(設備の基準)

第65条 福祉型障がい児入所施設(法第42条第1号に規定する福祉型障害児

入所施設をいう。以下同じ。)の設備 の基準は、次のとおりとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 主として盲児を入所させる福祉 型障がい児入所施設には、次の設 備を設けること。
 - ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に 必要な設備及び音楽に関する設 備
 - イ 浴室及び便所の手すり並びに 特殊表示等身体の機能の不自由 を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる 福祉型障がい児入所施設には、遊 戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な 設備及び映像に関する設備を設け ること。
- (5) 主として肢体不自由

のある

児童を入所させる福祉型障がい児 入所施設には、次の設備を設ける こと。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備

 $(6) \sim (9)$ (略)

(職員)

第66条 主として知的障がいのある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支

改正後

入所施設をいう。以下同じ。)の設備 の基準は、次のとおりとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 主として盲児を入所させる福祉 型障がい児入所施設には、次の設 備を設けること。
 - ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に 必要な設備及び音楽に関する設 備
 - イ 浴室及び便所の手すり並びに 特殊表示等身体の機能の不自由 を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる 福祉型障がい児入所施設には、遊 戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な 設備及び映像に関する設備を設け ること。
- (5) 主として肢体不自由 (法第6条 の2の2第2項に規定する肢体不 自由をいう。以下同じ。) のある 児童を入所させる福祉型障がい児 入所施設には、次の設備を設ける こと。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ 浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備

 $(6) \sim (9)$ (略)

(職員)

第66条 主として知的障がいのある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支

援管理責任者(障がい児通所支援(法 第6条の2の2第1項に規定する障 害児通所支援をいう。)又は障がい児 入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

$2 \sim 13$ (略)

- 14 <u>心理指導を</u>行う必要があると認め られる 5 人以上の児童に<u>心理指導を</u> 行う場合には<u>心理指導担当職員</u>を、 職業指導を行う場合には職業指導員 を置かなければならない。
- 15 <u>心理指導担当職員</u>は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条~第73条 (略)

第9章 医療型障がい児入所施 設

(設備の基準)

- 第74条 医療型障がい児入所施設(法第 42条第2号に規定する医療型障害児 入所施設をいう。以下同じ。)の設備 の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 医療型障がい児入所施設には、 医療法に規定する病院として必要 な設備のほか、訓練室及び浴室を

改正後

援管理責任者(障がい児通所支援(法 第6条の2の2第1項に規定する障 害児通所支援をいう。)又は障がい児 入所支援の提供の管理を行う者とし て<u>こども家庭庁長官</u>が定めるものを いう。以下同じ。)を置かなければな らない。ただし、40人以下の児童を 入所させる施設にあっては栄養士 を、調理業務の全部を委託する施設 にあっては調理員を置かないことが できる。

$2 \sim 13$ (略)

- 14 <u>心理支援を</u>行う必要があると認められる5人以上の児童に<u>心理支援を</u>行う場合には<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 15 <u>心理担当職員</u> は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条~第73条 (略)

第9章 医療型障がい児入所施 設

(設備の基準)

- 第74条 医療型障がい児入所施設(法第42条第2号に規定する医療型障害児 入所施設をいう。以下同じ。)の設備 の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 医療型障がい児入所施設には、 医療法に規定する病院として必要 な設備のほか、支援室及び浴室を

設けること。

- (2) (略)
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障がい児入所施設には、<u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>指導する</u>ために必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第75条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 主として重症心身障がい児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障がい児入所施設には、第3項に規定する職員及び<u>心理指導</u>を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第76条~第78条 (略)

<u>第10章 福祉型児童発達支援セン</u> <u>ター</u>

(設備の基準)

- 第79条 福祉型児童発達支援センター の設備の基準は、次のとおりとす る。
 - (1) 福祉型児童発達支援センター(主 として重症心身障がい児を通わせ る福祉型児童発達支援センターを 除く。以下この号において同じ。) には、指導訓練室、遊戯室、屋外 遊戯場(福祉型児童発達支援センタ ーの付近にある屋外遊戯場に代わ るべき場所を含む。)、医務室、相

改正後

設けること。

- (2) (略)
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障がい児入所施設には、<u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>支援する</u>ために必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第75条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 主として重症心身障がい児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障がい児入所施設には、第3項に規定する職員及び<u>心理支援</u>を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第76条~第78条 (略)

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第79条 児童発達支援センターには、 発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児 童発達支援センターの付近にある屋 外遊戯場に代わるべき場所を含 む。)、医務室、相談室、調理室、便 所及び静養室並びに児童発達支援の 提供に必要な設備及び備品等を設け なければならない。

現行	改正後

談室、調理室、便所並びに児童発 達支援の提供に必要な設備及び備 品を設けること。

- (2) 福祉型児童発達支援センター(主 として難聴児又は重症心身障がい 児を通わせる福祉型児童発達支援 センターを除く。次号並びに次条 第1項及び第2項において同じ。) の指導訓練室の1室の定員は、こ れをおおむね10人とし、その面積 は、児童1人につき2.47平方メー トル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの 遊戯室の面積は、児童1人につき 1.65平方メートル以上とするこ と。
- (4) 主として知的障がいのある児童 を通わせる福祉型児童発達支援セ ンターには、静養室を設けるこ と。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 2 児童発達支援センターにおいて、 肢体不自由のある児童に対して治療 を行う場合には、前項に規定する設 備(医務室を除く。)の基準に加え て、医療法に規定する診療所として 必要な設備を設けなければならな い。
- 3 第1項の発達支援室及び遊戯室 は、次に掲げる基準に適合するもの でなければならない。

改正後

(職員)

- 第80条 福祉型児童発達支援センター には、嘱託医、児童指導員、保育 士、栄養士、調理員及び児童発達支 援管理責任者のほか、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合に は機能訓練担当職員(日常生活を営む のに必要な機能訓練を担当する職員 をいう。以下同じ。)を、日常生活及 び社会生活を営むために医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸 引その他厚生労働大臣 が定める 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常 的に受けることが不可欠である障が い児に医療的ケアを行う場合には看 護職員を置かなければならない。た だし、次の各号に掲げる施設及び場 合に応じ、当該各号に定める職員を 置かないことができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 医療機関等との連携により、看 護職員を<u>福祉型児童発達支援セン</u> <u>ター</u>に訪問させ、当該看護職員が 障がい児に対して医療的ケアを行 う場合 看護職員
 - (4) 当該<u>福祉型児童発達支援センタ</u> <u>一</u>(社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)第48条の3 第1項の登録に係る事業所である 場合に限る。)において、医療的ケ

- (1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき 1.65平方メートル以上とすること。

(職員)

第80条 児童発達支援センター

には、嘱託医、児童指導員、保育 士、栄養士、調理員及び児童発達支 援管理責任者のほか、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合に は機能訓練担当職員(日常生活を営む のに必要な機能訓練を担当する職員 をいう。以下同じ。)を、日常生活及 び社会生活を営むために医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸 引その他こども家庭庁長官が定める 医療行為をいう。以下同じ。)を恒常 的に受けることが不可欠である障が い児に医療的ケアを行う場合には看 護職員を置かなければならない。た だし、次の各号に掲げる施設及び場 合に応じ、当該各号に定める職員を 置かないことができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 医療機関等との連携により、看 護職員を<u>児童発達支援センター</u> に訪問させ、当該看護職員が

____に訪問させ、当該看護職員が 障がい児に対して医療的ケアを行 う場合 看護職員

(4) 当該児童発達支援センター

__(社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)第48条の3 第1項の登録に係る事業所である 場合に限る。)において、医療的ケ

アのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員

(5) 当該福祉型児童発達支援センタ 一(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附</u> <u>則第20条第1項</u>の登録に係る事業 所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附</u> <u>則第3条第1項</u>に規定する特定行 為をいう。)のみを必要とする障が い児に対し、当該登録を受けた者 が自らの事業又はその一環として 特定行為業務(同法<u>附</u>則第20条第1 <u>項</u>に規定する特定行為業務をい う。)を行う場合 看護職員

- 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
- 3 主として知的障がいのある児童を 通わせる福祉型児童発達支援センタ 一の嘱託医は、精神科又は小児科の 診療に相当の経験を有する者でなけ ればならない。

改正後

アのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員

- (5) 当該児童発達支援センター
 - __(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附</u> <u>則第27条第1項</u>の登録に係る事業 所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附</u> <u>則第10条第1項</u>に規定する特定行 為をいう。)のみを必要とする障が い児に対し、当該登録を受けた者 が自らの事業又はその一環として 特定行為業務(同法<u>附</u>則第27条第1 <u>項</u>に規定する特定行為業務をい う。)を行う場合 看護職員
- 2 児童発達支援センターにおいて、 肢体不自由のある児童に対して治療 を行う場合には、前項に規定する職 員(嘱託医を除く。)に加えて、医療 法に規定する診療所として必要な職 員を置かなければならない。
- 3 児童発達支援センター の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
- 4 児童発達支援センター

__の嘱託医は、精神科又は小児科の 診療に相当の経験を有する者でなけ ればならない。

現行	改正後
4 主として難聴児を通わせる福祉型	(削る)
児童発達支援センターには、第1項	
に規定する職員及び言語聴覚士を置	
かなければならない。ただし、同項	
各号に掲げる施設及び場合に応じ、	
当該各号に定める職員を置かないこ	
とができる。_	
5 主として難聴児を通わせる福祉型	(削る)
児童発達支援センターの嘱託医は、	
眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の	
<u>経験を有する者でなければならな</u>	
\` <u>`</u>	
 6 主として難聴児を通わせる福祉型	 (削る)
児童発達支援センターの児童指導	
員、保育士、言語聴覚士、機能訓練	
担当職員及び看護職員の総数は、お	
おむね児童の数を4で除して得た数	
以上とする。ただし、言語聴覚士の	
数は、4人以上でなければならな	
V,	
 7 主として重症心身障がい児を通わ	 (削る)
せる福祉型児童発達支援センターに	
は、嘱託医、児童指導員、保育士、	
栄養士、調理員、児童発達支援管理	
責任者及び看護職員のほか、日常生	
活を営むのに必要な機能訓練を行う	
場合には、機能訓練担当職員を置か	
なければならない。ただし、40人以	
下の児童を通わせる施設にあっては	
栄養士を、調理業務の全部を委託す	
る施設にあっては調理員を置かない	
ことができる。	
8 主として重症心身障がい児を通わ	
せる福祉型児童発達支援センターの	
嘱託医は、内科、精神科、医療法施	
行令第3条の2第1項第1号ハ及び	
ニ(2)の規定により神経と組み合わせ	

現行 た名称を診療科名とする診療科、小 児科、外科、整形外科又はリハビリ テーション科の診療に相当の経験を

9 主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

有する者でなければならない。

10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)第5条第5項に規定する家庭的保育事業所等をいう。第86条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童がい児を交流させるときは、障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成) 第81条 福祉型児童発達支援[・]

第81条 福祉型児童発達支援センター における生活指導及び福祉型児童発 達支援センターの長の計画の作成に ついては、第67条第1項及び第69条 の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第82条 福祉型児童発達支援センター の長は、児童の保護者に児童の性質 及び能力を説明するとともに、必要 に応じ当該児童を取り扱った児童福 改正後

(削る)

(削る)

5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)第2条 に規定する家庭的保育事業所等をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センター に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

第81条 児童発達支援センター における生活指導及び児童発達支援 センター の長の計画の作成に ついては、第67条第1項及び第69条 の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第82条 児童発達支援センター の長は、児童の保護者に児童の性質 及び能力を説明するとともに、必要 に応じ当該児童を取り扱った児童福

祉司又は児童委員と常に密接な連絡 をとり、児童の生活指導につき、そ 祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

改正後

の協力を求めなければならない。 (入所した児童に対する健康診断)

第83条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第84条 主として知的障がいのある児 童を通わせる福祉型児童発達支援セ ンターにおける心理学的及び精神医 学的診査については、第72条の規定 を準用する。

> 第11章 医療型児童発達支援セン ター

(設備の基準)

- 第85条 医療型児童発達支援センター の設備の基準は、次のとおりとす る。
 - (1) 医療法に規定する診療所として 必要な設備のほか、指導訓練室、 屋外訓練場、相談室及び調理室を 設けること。
 - (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第86条 医療型児童発達支援センター には、医療法に規定する診療所とし で必要な職員のほか、児童指導員、 保育士、看護師、理学療法士又は作 業療法士及び児童発達支援管理責任 (心理学的及び精神医学的診査)

第84条 児童発達支援センターにおい て障がい児に対して行う心理学的及 び精神医学的診査は、児童の福祉に 有害な実験にわたってはならない。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

者を置かなければならない。

2 第9条第2項の規定にかかわら

ず、保育所若しくは家庭的保育事業 所等に入所し、又は幼保連携型認定 こども園に入園している児童と医療 型児童発達支援センターに通所して いる障がい児を交流させるときは、 障がい児の支援に支障がない場合に 限り、障がい児の支援に直接従事す る職員については、これらの児童へ の保育に併せて従事させることがで きる。

(入所した児童に対する健康診断)

第87条 医療型児童発達支援センター においては、第15条第1項に規定す る入所時の健康診断に当たり、整形 外科的診断により肢体の機能障がい の原因及びその状況を精密に診断 し、入所を継続するか否かを考慮し なければならない。

(生活指導等)

第88条 医療型児童発達支援センター における生活指導並びに医療型児童 発達支援センターの長の保護者等と の連絡及び計画の作成については、 第67条第1項、第69条及び第82条の 規定を準用する。

第12章 児童心理治療施設 第89条・第90条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等) 第91条 児童心理治療施設の長は、次 の各号のいずれかに該当し、かつ、 厚生労働大臣 が指定する者が行 う児童心理治療施設の運営に関し必 要な知識を習得させるための研修を 受けた者であって、人格が高潔で識 見が高く、児童心理治療施設を適切 に運営する能力を有するものでなけ 第12章 児童心理治療施設 第89条・第90条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等) 第91条 児童心理治療施設の長は、次 の各号のいずれかに該当し、かつ、 こども家庭庁長官が指定する者が行 う児童心理治療施設の運営に関し必 要な知識を習得させるための研修を 受けた者であって、人格が高潔で識 見が高く、児童心理治療施設を適切 に運営する能力を有するものでなけ

改正後

ればならない。

- (1)~(3) (略)
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>厚生労働</u> 大臣 が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 児童心理治療施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための <u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第92条 (略)

(自立支援計画の策定)

第93条 児童心理治療施設の長は、前 条第1項の目的を達成するため、入 所中の個々の児童について

児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第94条・第95条 (略)

(関係機関との連携)

第96条 児童心理治療施設の長は、児

ればならない。

- (1)~(3) (略)
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等 以上の能力を有すると認める者で あって、次に掲げる期間の合計が 3年以上であるもの又は<u>こども家</u> <u>庭庁長官</u>が指定する講習会の課程 を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有す る者にあっては、相談援助業務 に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有 する者にあっては、相談援助業 務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤 務した期間(ア又はイに掲げる期 間に該当する期間を除く。)
- 2 児童心理治療施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための こども家庭庁長官が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第92条 (略)

(自立支援計画の策定)

第93条 児童心理治療施設の長は、前 条第1項の目的を達成するため、入 所中の個々の児童について、年齢、 発達の状況その他の当該児童の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとる ことにより、児童の意見又は意向、 児童やその家庭の状況等を勘案し て、その自立を支援するための計画 を策定しなければならない。

第94条・第95条 (略)

(関係機関との連携)

第96条 児童心理治療施設の長は、児

現行

童の通学する学校及び児童相談所と、並びに必要に応じ児童家庭支援センター___、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設 第97条・第98条 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター(厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する人材育成センターをいう。以下同じ。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) \sim (4) (略)

2 児童自立支援施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための 厚生労働大臣 が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第100条~第102条 (略)

(自立支援計画の策定)

第103条 児童自立支援施設の長は、前 条第1項の目的を達成するため、入 所中の個々の児童について_____ 改正後

童の通学する学校及び児童相談所と、並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設 第97条・第98条 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター(こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条 に規定する人材育成センターをいう。以下同じ。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

$(1) \sim (4)$ (略)

2 児童自立支援施設の長は、2年に 1回以上、その資質の向上のための <u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行 う研修を受けなければならない。た だし、やむを得ない理由があるとき は、この限りでない。

第100条~第102条 (略)

(自立支援計画の策定)

第103条 児童自立支援施設の長は、前 条第1項の目的を達成するため、入 所中の個々の児童について、年齢、 発達の状況その他の当該児童の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとる ことにより、児童の意見又は意向、

現行

児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第104条・第105条 (略)

(関係機関との連携)

第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所と、並びに必要に応じ児童家庭支援センター___、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第107条 (略)

第14章 児童家庭支援センター 第108条・第109条 (略)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第110条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・ 父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員 _、保健所、市町村保健センター、 特神保健福祉センター、学校等との 連絡調整を行うに当たっては、その 他の支援を迅速かつ的確に行うこと ができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

改正後

児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第104条・第105条 (略)

(関係機関との連携)

第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所と、並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第107条 (略)

第14章 児童家庭支援センター 第108条・第109条 (略)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第110条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・ 父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援 員、保健所、市町村保健センター、 精神保健福祉センター、学校等との 連絡調整を行うに当たっては、その 他の支援を迅速かつ的確に行うこと ができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 (略)

第15章 里親支援センター (設備の基準)

第111条 里親支援センターには、事務 室、相談室等の里親及び里親に養育 される児童並びに里親になろうとす る者(次条第3項第3号及び第116条

	T
現行	改正後
	において「里親等」という。)が訪問
	できる設備その他事業を実施するた
	<u>めに必要な設備を設けなければなら</u>
	<u>ない。</u>
	<u>(職員)</u>
	第112条 里親支援センターには、里親
	制度等普及促進担当者、里親等支援
	<u>員及び里親研修等担当者を置かなけ</u>
	<u>ればならない。</u>
	2 里親制度等普及促進担当者は、次
	<u>の各号のいずれかに該当する者でな</u>
	<u>ければならない。</u>
	(1) 法第13条第3項各号のいずれか
	に該当する者
	(2)里親として5年以上の委託児童
	(法第27条第1項第3号の規定によ
	り里親に委託された児童をいう。
	<u>以下この条及び次条第2号におい</u>
	て同じ。)の養育の経験を有する者
	又は小規模住居型児童養育事業の
	養育者等(児童福祉法施行規則(昭
	和23年厚生省令第11号)第1条の10
	に規定する養育者等をいう。以下
	この条及び次条において同じ。)若
	しくは児童養護施設、乳児院、児
	童心理治療施設若しくは児童自立
	支援施設の職員として、児童の養
	育に5年以上従事した者であっ
	て、里親制度その他の児童の養育
	<u>に必要な制度への理解及びソーシ</u>
	ャルワークの視点を有するもの
	(3) 里親制度その他の児童の養育に
	必要な制度の普及促進及び新たに
	里親になることを希望する者の開
	拓に関して、市長が前2号に該当 オスガト目第21上の第4カカカオス
	する者と同等以上の能力を有する
	と認める者
	3 里親等支援員は、次の各号のいず

現行 れかに該当する者でなければならない。 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 (2) 里親として5年以上の委託児童 の養育の経験を有する者又は小規 模住居型児童養育事業の養育者等 若しくは児童養護施設、乳児院、 児童心理治療施設若しくは児童自 立支援施設の職員として、児童の 養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの (3) 里親等への支援の実施に関し
い。 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
(1) 法第13条第 3 項各号のいずれかに該当する者 (2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
に該当する者 (2) 里親として5年以上の委託児童 の養育の経験を有する者又は小規 模住居型児童養育事業の養育者等 若しくは児童養護施設、乳児院、 児童心理治療施設若しくは児童自 立支援施設の職員として、児童の 養育に5年以上従事した者であっ て、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
(2) 里親として5年以上の委託児童 の養育の経験を有する者又は小規 模住居型児童養育事業の養育者等 若しくは児童養護施設、乳児院、 児童心理治療施設若しくは児童自 立支援施設の職員として、児童の 養育に5年以上従事した者であっ て、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
若しくは児童養護施設、乳児院、 児童心理治療施設若しくは児童自 立支援施設の職員として、児童の 養育に5年以上従事した者であっ て、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
立支援施設の職員として、児童の 養育に5年以上従事した者であっ て、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
て、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度への理解及びソーシ ャルワークの視点を有するもの
に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
<u>ャルワークの視点を有するもの</u>
(3) 里親等への支援の実施に関し
て、市長が前2号に該当する者と
同等以上の能力を有すると認める
4 里親研修等担当者は、次の各号の
<u>いずれかに該当する者でなければな</u>
5th.
(1) 法第13条第 3 項各号のいずれか に該火ナスギ
<u>に該当する者</u> (2) 里親として5年以上の委託児童
<u>位) 単税として3 年以上の委託元単</u> の養育の経験を有する者又は小規
模住居型児童養育事業の養育者等
若しくは児童養護施設、乳児院、
児童心理治療施設若しくは児童自
立支援施設の職員として、児童の
養育に5年以上従事した者であっ
て、里親制度その他の児童の養育
に必要な制度への理解及びソーシ
<u>ャルワークの視点を有するもの</u>
<u>(3) 里親及び里親になろうとする者</u>
<u>〜</u> の研修の実施に関して、市長が
前2号に該当する者と同等以上の
能力を有すると認める者
(里親支援センターの長の資格等)

	T
現行	改正後
	第113条 里親支援センターの長は、次
	の各号のいずれかに該当し、かつ、
	法第11条第4項に規定する里親支援
	事業の業務の十分な経験を有する者
	であって、里親支援センターを適切
	に運営する能力を有するものでなけ
	<u>ればならない。</u>
	(1) 法第13条第3項各号のいずれか
	に該当する者
	(2) 里親として5年以上の委託児童
	<u>の養育の経験を有する者又は小規</u>
	模住居型児童養育事業の養育者等
	若しくは児童養護施設、乳児院、
	児童心理治療施設若しくは児童自
	立支援施設の職員として、児童の
	養育に5年以上従事した者であっ
	て、里親制度その他の児童の養育
	<u>に必要な制度への理解及びソーシ</u>
	ャルワークの視点を有するもの
	(3) 市長が前2号に該当する者と同
	等以上の能力を有すると認める者
	(里親支援)
	第114条 里親支援センターにおける支
	援は、里親制度その他の児童の養育
	に必要な制度の普及促進、新たに里
	親になることを希望する者の開拓、
	里親、小規模住居型児童養育事業に
	従事する者及び里親になろうとする
	者への研修の実施、法第27条第1項
	第3号の規定による児童の委託の推
	進、里親、小規模住居型児童養育事
	業に従事する者、里親又は小規模住
	居型児童養育事業に従事する者に養
	育される児童及び里親になろうとす
	る者への支援その他の必要な支援を
	包括的に行うことにより、里親に養
	<u>育される児童が心身ともに健やかに</u> <u> </u>
	<u>育成されるよう、その最善の利益を</u>

現行	改正後
	実現することを目的として行わなければならない。 (業務の質の評価等) 第115条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する里親支援事業及び援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
<u>第15章</u> 雑則 (電磁的記錄) <u>第111条</u> (略) 以下略	(関係機関との連携) 第116条 里親支援センターの長は、都 道府県、市町村、児童相談所及び里 親に養育される児童の通学する学校 と、並びに必要に応じ児童福祉施 設、児童委員等関係機関と密接に連 携して、里親等への支援に当たらな ければならない。 第16章 雑則 (電磁的記録) 第117条 (略) 以下略

議案第63号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する等の条例案

1 改正理由

児童福祉法の一部改正により、医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されることに伴い、所要の改正を行うとともに、福岡市立医療型児童発達支援センター条例を廃止する必要があるによる。

2 主な改正内容

- (1) 福岡市立児童発達支援センター条例の別表に「福岡市立あゆみ学園」を追加するほか、これまで福岡市立医療型児童発達支援センター条例において規定していた使用料及び手数料についての規定を福岡市立児童発達支援センター条例及び福岡市立心身障がい福祉センター条例に加える。
- (2) 児童福祉法の一部改正に伴う項ずれ等所要の改正を行う。
- (3) 福岡市立医療型児童発達支援センター条例の廃止を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

※下線部分が改正部分

(設置)

第1条 <u>知的障がい児、身体障がい児(肢体</u> 不自由児を除く。)及び精神障がい児(以下 「障がい児」という。)

の福祉の向上と健やかな育成を図るため、 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下 「法」という。)第35条第2項の規定により、福岡市立児童発達支援センター(以下 「支援センター」という。)を別表のとおり設置する。

(事業)

- 第2条 <u>支援センターは</u>、次に掲げる事業を 行う。
 - (1) (略)
 - (2) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する 保育所等訪問支援に関すること。
 - (3) 法<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する 障害児相談支援及び障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号

______)第5条第18項に規 定する特定相談支援事業に関すること。

(4) (略)

(設置)

第1条 <u>障がい児(児童福祉法(昭和22年法律</u> 第164号。以下「法」という。)第4条第2 項に規定する障害児をいう。以下同じ。) の福祉の向上と健やかな育成を図るため、 法

「支援センター」という。)を別表のとおり設置する。

(事業)

- 第2条 <u>支援センター(福岡市立めばえ学園</u> <u>に限る。以下この項において同じ。)</u>は、 次に掲げる事業を行う。
 - (1) (略)
 - (2) 法<u>第6条の2の2第5項</u>に規定する 保育所等訪問支援に関すること。
 - (3) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する 障害児相談支援及び障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号<u>。以下「障害者</u> 総合支援法」という。)第5条第18項に規 定する特定相談支援事業に関すること。
 - (4) (略)
- 2 支援センター(福岡市立めばえ学園を除 く。以下この項において同じ。)は、次に 掲げる事業を行う。
- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する 児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する 居宅訪問型児童発達支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第5項に規定する 保育所等訪問支援に関すること。
- (4) 法第6条の2の2第6項に規定する

改正後 現行 障害児相談支援及び障害者総合支援法第 5条第18項に規定する特定相談支援事業 に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、支援 センターの設置の目的達成に必要なこと。 (利用者) (利用者) 第3条 支援センターを利用することができ 第3条 支援センターを利用することができ る者は、次のとおりとする。 る者は、次のとおりとする。 (1) 法第21条の5の7第6項の規定によ (1) 法第21条の5の7第6項の規定によ る障害児通所給付費(前条第1号及び第 る障害児通所給付費(前条第1項第1号及 2号 び第2号並びに第2項第1号から第3号ま に掲げる事業に係るものに限る。)の支 でに掲げる事業に係るものに限る。)の支 給の決定に係る障がい児及びその保護者 給の決定に係る障がい児及びその保護者 (2) 法第21条の6の規定による措置(次条 (2) 法第21条の6の規定による措置(第7 第1号において「措置」という。)に係 条第1号において「措置」という。)に係 る障がい児 る障がい児 (3) 法第24条の26第1項に規定する障害 (3) 法第24条の26第1項に規定する障害 児相談支援対象保護者 児相談支援対象保護者及び障害者総合支援 法第51条の17第1項に規定する計画相談支 援対象障害者等(18歳未満の者に限る。)の 保護者 (4) (略) (4) (略) (使用料) 第4条 支援センター(福岡市立あゆみ学園に 限る。以下この条及び次条において同じ。) において診療を受ける者については、使用 料を徴収する。 2 使用料は、平成20年厚生労働省告示第59 号(診療報酬の算定方法)の別表第1医科診 療報酬点数表を用い、同告示第2号及び第 4号の規定によつて算定した額とする。た だし、これにより難い場合の使用料の額 は、規則で定める。 (手数料) 第5条 支援センターにおいて診断書及びこ れに類する文書等の交付を受ける者から は、1通につき1,500円以内で規則で定める額

の手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認める ときは、使用料及び手数料を減免すること ができる。

(利用の制限)

第7条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、支援センター(福岡市立めばえ学園及び福岡市立あゆみ学園に限る。以下この条から第13条までにおいて同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 (略)

- (1) 支援センター(福岡市立めばえ学園に限る。)にあつては第2条第1項各号に掲げる事業に、支援センター(福岡市立あゆみ学園に限る。)にあつては第2条第2項各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条第1項に規定する使用料の徴収 に関する業務(福岡市立あゆみ学園に係る 業務に限る。)
- (3) 第5条に規定する手数料の徴収に関す る業務(福岡市立あゆみ学園に係る業務に 限る。)

(4) (略)

<u>(5)</u> <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が 必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

 $(1) \sim (4)$ (略)

(利用の制限)

第4条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、支援センター(福岡市立めばえ学園 に限る。以下この条から第10条までにおいて同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 (略)

(1) <u>第2条各号</u>に掲げる事業に関する業務

(2) (略)

(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が 必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) ~ (4) (略)

(指定等の告示)

第7条 (略)

(指定の取消し等)

第8条 (略)

- (1) (略)
- (2) <u>第6条第3項各号</u>に掲げる基準を満 たさなくなつたと認めるとき。
- $(3) \sim (5)$ (略)

2 (略)

(管理の基準)

第9条 (略)

(指定管理者の原状回復義務等)

第10条 (略)

2 (略)

(委任)

第11条 (略)

別表

名称	位置
福岡市立めばえ学園	福岡市博多区半道
	橋一丁目
福岡市立心身障がい	福岡市中央区長浜
福祉センター児童発	一丁目
達支援センター	
福岡市立西部療育セ	福岡市西区内浜一
ンター児童発達支援	丁目
センター	
福岡市立東部療育セ	福岡市東区青葉四
ンター児童発達支援	丁目
センター	
福岡市立南部療育セ	福岡市博多区三筑
ンター児童発達支援	二丁目
センター	

(指定等の告示)

第10条 (略)

(指定の取消し等)

第11条 (略)

- (1) (略)
- (2) <u>第9条第3項各号</u>に掲げる基準を満 たさなくなつたと認めるとき。
- $(3) \sim (5)$ (略)

2 (略)

(管理の基準)

第12条 (略)

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 (略)

2 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表

名称	位置
福岡市立めばえ学園	福岡市博多区半道
	橋一丁目
福岡市立あゆみ学園	福岡市南区屋形原
	二丁目
福岡市立心身障がい	福岡市中央区長浜
福祉センター児童発	一丁目
達支援センター	
福岡市立西部療育セ	福岡市西区内浜一
ンター児童発達支援	丁目
センター	
福岡市立東部療育セ	福岡市東区青葉四
ンター児童発達支援	丁目
センター	
福岡市立南部療育セ	福岡市博多区三筑
ンター児童発達支援	二丁目
センター	

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第1条 (略)	第1条 (略)
(事業)	(事業)
第2条 センターは、前条の目的を達成する	 第2条 センターは、前条の目的を達成する
ため次に掲げる事業を行う。	 ため次に掲げる事業を行う。
$(1) \sim (5)$ (略)	(1) ~ (5) (略)
<u>(6)</u> 法第6条の2の2第3項に規定する	<u>(6)</u> 法第6条の2の2第4項に規定する
医療型児童発達支援に関すること。	居宅訪問型児童発達支援に関すること。
(7) 法 <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する	(7) 法 <u>第6条の2の2第5項</u> に規定する
保育所等訪問支援に関すること。	保育所等訪問支援に関すること。
(8) 法 <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する	(8) 法 <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する
障害児相談支援及び障害者の日常生活及	障害児相談支援及び障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法	び社会生活を総合的に支援するための法
律(平成17年法律第123号)第5条第18項	律(平成17年法律第123号)第5条第18項
に規定する特定相談支援事業に関するこ	に規定する特定相談支援事業に関するこ
と。	と。
(9) (略)	(9) (略)
(施設)	(施設)
第3条 (略)	第3条 (略)
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 医療型児童発達支援センター	削る
(6) (略)	(5) (略)
—— 第4条~第7条 (略)	 第4条~第7条 (略)
(児童発達支援センター及び医療型児童発	(児童発達支援センター
<u>達支援センター</u>))
第8条 児童発達支援センター及び医療型児	第8条 児童発達支援センター
<u> 童発達支援センター</u> の設置及び管理に関す	の設置及び管理に関す
る事項(地方自治法(昭和22年法律第67号)	る事項(地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項に規定する指定管理者	第244条の2第3項に規定する指定管理者
(以下「指定管理者」という。)による管理	(以下「指定管理者」という。)による管理
に関するものを除く。)については、 <u>それ</u>	に関するものを除く。)については、
<u>ぞれ</u> 福岡市立児童発達支援センター条例	福岡市立児童発達支援センター条例
(昭和48年福岡市条例第16号) <u>及び福岡市立</u>	(昭和48年福岡市条例第16号)
医療型児童発達支援センター条例(昭和48	
<u>年福岡市条例第15号)</u> の定めるところによ	の定めるところによ
る。	る。

現行	改正後
第9条~第11条 (略) (使用料)	第9条~第11条 (略) (使用料)
第12条 第3条第1号 <u>及び第3号</u> に	第12条 第3条第1号 <u>、第3号及び第4号</u> に
規定する施設において診療又は機能訓練を 受ける者からは、使用料を徴収する。	規定する施設において診療又は機能訓練を 受ける者からは、使用料を徴収する。
2 (略)	2 (略)
以下略	以下略

福岡市立療育センター条例 新旧対照表 (第3条関係)

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第1条 略	第1条 略
(事業)	(事業)
第2条 センターは、次に掲げる事業を行	第2条 センターは、次に掲げる事業を行
う。	う。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
	<u>(4)</u> 法第6条の2の2第4項に規定する
	居宅訪問型児童発達支援に関すること。
<u>(4)</u> 法 <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する	<u>(5)</u> 法 <u>第6条の2の2第5項</u> に規定する
保育所等訪問支援に関すること。	保育所等訪問支援に関すること。
<u>(5)</u> 法 <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する	<u>(6)</u> 法 <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する
障害児相談支援及び障害者の日常生活及	障害児相談支援及び障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法	び社会生活を総合的に支援するための法
律(平成17年法律第123号)第5条第18項	律(平成17年法律第123号)第5条第18項
に規定する特定相談支援事業に関するこ	に規定する特定相談支援事業に関するこ
と。	と。
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
以下略	以下略

4.組織編成案

変更等

令和5年度(R5.4.1現在)		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	71土)	令和6年度編成案
	(単位:人)	(単位:人)
こども未来局 406		こども未来局 <u>414</u>
 	1	
	_	
├─ こども政策部 21 		— こども政策部 <u>19</u>
	6	総務課 6
こども政策課	4	—— こども政策課 <u>5</u>
└──こども健全育成課	10	こども健全育成課
こども健やか部 33		— こども健やか部 33
――こども家庭課	15	こども家庭課 15
こども健やか課	10	こども健やか課 10
こども見守り支援課	7	こども見守り支援課 7
		— 子育て支援部 <u>250</u>
	20	運営支援課 <u>16</u>
	200	指導監査課 <u>201</u>
└─課長※保育指導等		┗ 課長※保育指導等
(保育支援課長が兼務)		(保育支援課長が兼務)
保育支援課	6	保育支援課 6
└──こども発達支援課	13	こども発達支援課 <u>16</u> (1)
ラバナのヘヤマトンク	140	課長※事業所指定・指導 新設 (1)
	110	└─ こども総合相談センター 110 │
	1	
	12	
(副所長事務取扱)	12	(副所長事務取扱)
こども支援第1課	40	こども支援第1課 40
こども支援第2課	46	こども支援第2課 46
こども緊急支援課	10	こども緊急支援課 10
課長※連携支援	1	課長※連携支援 1
数育相談課 (_{教育委員会)}		——教育相談課 _(教育委員会)